

手話言語法制定推進事業

ベルギー調査

第1章 調査の目的と背景	P. 1
第2章 欧州連合の概要	P. 3
1. 欧州連合の基本情報	P. 3
2. 欧州の障害者差別禁止政策について	P. 9
3. 欧州の少数言語保護政策について	P.11
4. 欧州の教育政策について	P.15
第3章 欧州における手話言語・手話言語通訳者・ろう教育をめぐる現状	P.19
1. 欧州の手話言語の法的認知状況	P.19
2. 欧州の手話言語通訳者をめぐる現状	P.21
3. 欧州のろう教育をめぐる現状	P.23
第4章 手話言語推進をめぐる欧州の階層的な取り組み	P.28
1. 欧州連合（超国家的組織）	P.28
2. 欧州ろう連合（地域連合組織）	P.33
3. ハンガリーろう者・難聴者協会（国内組織）	P.37
4. 欧州における取り組みがわが国に示唆するもの	P.43
第5章	
考察とまとめ	P.45
第6章	
資料	P.47
【参考文献】	P.52

第1章 調査の目的と背景

欧州議会ではこれまでに1988年、1998年の手話言語に関する決議、そして2010年の手話言語に関する宣言（ブリュッセル宣言）を出してきた。今般、新たな決議「欧州連合（European Union；以下、EU）における多言語主義と権利の平等：手話言語の役割」の採択を目指して、ヘルガ・スティーブンス欧州議会議員（ベルギー選出）の主催による欧州議会においてフォーラムが催された。このフォーラムの開催は2016年9月28日である。欧州議会は約750名の議員により構成され、その内ろう者は二人いる。アダム・コーシャ欧州議会議員（ハンガリー選出）と前述のヘルガ・スティーブンス欧州議会議員である。全日本ろうあ連盟（以下、ろうあ連盟）はこの二人の欧州議会議員の招待を受けて欧州現地調査団を派遣した。

前回の欧州現地調査団の派遣は2011年5月であるから、5年ぶりの派遣である。前回訪問したのは、欧州ろう者連合が欧州議会にて主催する手話言語法関連のセミナーへの参加を機に、フィンランドやハンガリーの手話言語に関する法的な状況と社会への波及効果、欧州全体の手話言語に関する法的な状況に関する情報を収集することが目的であった。当時の欧州ろう者連合では、国連「障害者権利条約」と「欧州連合の手話言語に関する宣言（2010年11月）」を活用して、欧州各国における立法の実現を目指した運動について、ロビー活動や資金造成の学習や議論が活発であった。この時の現地調査報告書は2012年にろうあ連盟から出されている。

(<http://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/20110731-sgh-eu-report.pdf>)

その後、5年が経過した今、欧州議会での前述のフォーラム参加は、EUの手話言語をめぐる状況はどのように変化してきたのかを知ることができる大きなチャンスであった。しかし、現地調査に参加する調査メンバー（久松、石橋、岩山）と言語通訳者（高木、川上）の日程調整が難しく、現地での滞在期間が短くならざるを得なかったために、フォーラム開催日の前後にベルギー・ブルッセルにある欧州議会内のアダム・コーシャ欧州議会議員事務所と欧州ろう者連合事務所への訪問（9月27日から9月29日まで）に絞ることとなった。

良く知られているように、欧州は多くの民族が混在しており、多言語・多文化であり、日本と違って言語への意識が非常に高い。しかし、欧州連合を構成する各国の言語政策を見ると一律ではなく、少数民族や少数言語を保護する政策は各国によって非常にバラつきがある。そのことが各国における手話言語政

策に大きな影響を与えている。そのために 2010 年に「ブリュッセル宣言」を出し、欧州連合の加盟国が守るべき最低水準（ミニマム）を示してきた訳であるが、その効果にも関心があった。これらの実態を調査・分析することにより、わが国における言語への意識改革を図り、「手話言語法」制定への必要性を理解していくことを目的とする。

本報告の第 1 章の目的と背景は久松三二が執筆し、第 2 章から第 4 章までは岩山誠が現地でのヒヤリングや資料を基にまとめ、第 5 章の考察とまとめは、久松三二と石橋大吾が執筆した。欧州におけるろう者の人権、福祉、言語、教育等に関わる施策に尽力された欧州ろう者連合や手話関係者、アダム・コーシヤ欧州議会議員、ヘルガ・スティーブンス欧州議会議員に敬意を表しつつ、本報告がわが国における「手話言語法」制定における参考として活用できれば幸いである。

なお、本報告をまとめるにあたって、EU の言語政策や言語への意識を正確に理解するために、日本で慣用的に用いている日本語の用語について、障害者権利条約の「社会モデル」の考え方（思想）に基づいて以下のように整理した。

「手話」について、日本では「手話」と「手話言語」を混在するような使い方をしているが、欧州では「サイン (Sign)」と「サイン・ランゲージ (Sign Language)」を明確に使い分けているので、本報告でも「サイン」を意味する「手話」と「サイン・ランゲージ」を意味する「手話言語」に分けた。ちなみに、音声言語を意味する英語は「スポークン・ランゲージ」である。また、日本でよく用いられている「国際手話」は、英語では「インターナショナル・サイン」であり、欧州ろう者連合では言語の地位を与えていないので、そのまま「国際手話」とし、「国際手話言語」とは使わないことにした。よって「ジャパニーズ・サイン・ランゲージ (JSL)」は「日本手話言語」、「ブリティッシュ・サイン・ランゲージ (BSL)」は「イギリス (英国) 手話言語」にした。

又、「手話通訳者」もすべて「手話言語通訳者」とした。

日本語の「健聴者」または「聴者」は、聴覚に障害のない、聞こえる人を指す用語として日本で多く使われているが、本報告書ではすべて「聞こえる人」に整理した。

「普通学校」または「普通教育」は、日本では「主に障害のない児童が通学する学校または教育」の意味で使われているが、本報告書では「普通学校」を「地域の学校」に、「普通教育」を障害者権利条約の翻訳で用いている「一般教育」にした。

第2章 欧州の概要

欧州の地域範囲をめぐっては、ロシア連邦を含む旧ソビエト連邦の構成国であったNIS（New Independent States 通称ニーズ）諸国を含むとらえ方もあるなどその定義は一定ではない。そこで、本稿では欧州連合（以下；EU）及びその構成国を主要な検討対象とすることから、ここではEUに関する概況を述べる。

1.1 EUの基本情報¹

①総面積：4,324,782 m²（日本の約11倍）

②総人口：513,949,445人
（2016年7月：推計値）（日本の約4倍）

③加盟国：加盟国28か国

ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、

クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、英国



図表 1 EU加盟国
出典) EU MAG :
http://eumag.jp/eufacts/member_countries/#country01

④言語：24言語²

EUは、その前身である1958年の欧州経済共同体（EEC）の理事会規則により、EEC加盟国（当時6か国）の公用語をすべてEU諸機関の公用語とす

¹ 出典) The Central Intelligence Agency (2016)

² The World Factbook（同上）によれば、28の加盟国に対して公用語が24言語となっているのは、例えば、ドイツ語がドイツやオーストリア、スイスにおける最大の言語となっており母国語として広く話されているなど、一つの言語が複数国の公用語となっているからである。ちなみにドイツ語を母語とする者はEUにおける総人口の約16%に達する。

ると定めて以来、多言語主義の姿勢を貫いている³。EU の加盟国が拡大するとともに公用語も増加し、現在では下記の 24 語となっている。

ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、アイルランド語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語、スウェーデン語

⑤宗 教 : Religions:

ローマカトリック 48%、プロテスタント 12%、ギリシャ正教 8%、その他のキリスト教 4%、イスラム教徒 2%、他の宗教 1% (ユダヤ教、シーク教、仏教、ヒンズー教を含む)、無神論者 7%、無信仰者/不可知論者 16%、特に明示せず 2% (2012 年 : 推計値)

1.2 EU の政治体制

1.2.1 EU 設立の経緯⁴

現在 28 か国の加盟国により成り立っている地域的政治共同体 EU の政治体制を語るには、まずこの超国家的機関がなぜ必要とされ、いかに形成されてきたのか、その歴史を振り返る必要がある。

①EU の起点となる 3 共同体の設立

大國小国がひしめき合う欧州地域では有史以来、資源・領土問題等に絡んで戦乱が繰り返され、とくに第 2 次世界大戦は甚大な惨禍を欧州各国にもたらした。その結果として国民国家に対する懐疑が生まれ、国家の枠組みを超えた政治的統合の必要性が認識されるようになった。このような構想は国家主権を重視する勢力からの抵抗を受けながらも、1951 年調印のパリ条約でフランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク 6 か国による欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC : European Coal and Steel Community) の誕生に結びついた。これは、長年欧州における紛争の原因となってきた石炭・鉄鋼の共同管理を目的としている。その後も統合の努力が続けられ、原子力開発における

³ 同規則により、EU 市民は EU の諸機関に対する書面のやり取りにおいてどの公用語を使用できることが保障されている。また、EU の公式文書は、すべての公用語で作成されることも規定し、EU 市民の情報へのアクセスを等しく保障している。こうした EU における言語政策に対する姿勢は多言語主義とよばれている。但し、必ずしも徹底されているわけではなく、EU 市民全体にかかわる事項でない場合などのように文書の目的や必要性に応じて翻訳する言語の範囲を限定することもある。出典) EU MAG : <http://eumag.jp/question/f0712/> (アクセス : 2016 年 9 月 15 日)

⁴ 福田 (2010) および庄司 (2013) を参照。

協力を図る欧州原子力共同体（EURATOM：European Atomic Energy Community）、経済分野における欧州共同市場の構築を目指す欧州経済共同体（EEC：European Economic Community）が1957年に調印されたローマ条約により設立され、統合分野が徐々に拡大されてきた。

②EC への統合とその後の EU への発展

こうして生まれた3つの共同体は当初、司法機関である欧州司法裁判所（ECJ：European Court of Justice）と総会（現在の欧州議会）を共有していたが、立法機関としての機能を持つ理事会や行政機関に相当する委員会はそれぞれの共同体ごとに設けられていた。経済分野における共通政策を統一的に実施する必要性が高まってきたことから、1965年に調印されたブリュッセル条約でこれらの各理事会と各委員会を統合し、欧州諸共同体（EC：European Communities）と総称するようになった。さらに1992年調印の欧州連合条約（通称マーストリヒト条約）によりEUが誕生し、共通外交安全保障政策、司法内務協力等の分野を含むより幅広い協調を図る政治経済的共同体へと脱皮していった。このように限定的な領域における機能的な統合を繰り返すことによって、国家主権を重視する勢力に配慮しつつ漸次的に超国家的共同体の構築が進められてきた歴史を理解することは、今日のEUにおける政治を考える上で重要である。すなわち、その政治においては加盟国の国家主権に対する尊重が求められているということである。

1.2.1 EU の統治組織

EUは上述のように統合を重ねるたびに統治組織のシステムも変化してきたが、現在は、首脳機関である欧州理事会、立法機関であるEU理事会、行政・執行機関である欧州委員会、欧州市民の代表で立法的権能も有する民主的統制機関である欧州議会、対外的な交渉を担う欧州対外活動庁、司法権をつかさどる欧州司法裁判所により構成されている。このうち、政策形成上の中心となる主要

欧州議会 欧州市民の声を代表 5年ごとの直接選挙で選ばれる議員で構成。欧州市民の利益を代表	EU理事会 加盟国の声を代表 議題ごとに担当閣僚が出席
欧州理事会 EUの針路を描く 各EU加盟国の大統領または首相、同理事会議長と欧州委員会委員長で構成	欧州委員会 共通利益を促進 立法準備を行い、EU法の施行と遵守を担当

図表 2 EU の主要機関の役割と性格

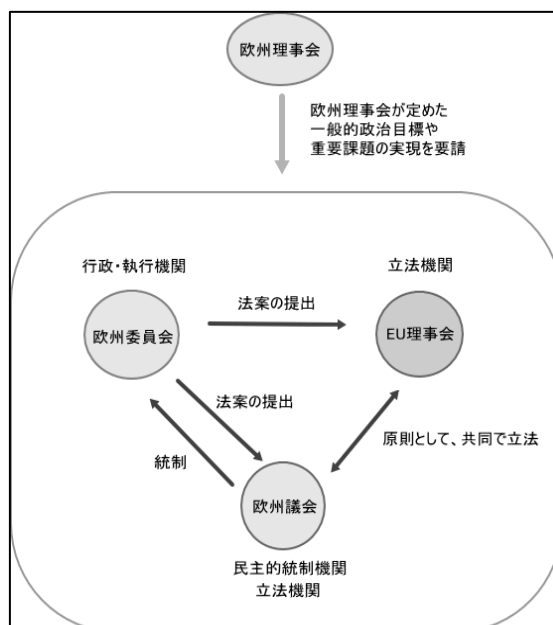
出典：EU MAG

<http://eumag.jp/question/f0516/>

機関は欧州理事会、EU 理事会、欧州委員会、欧州議会であり、それぞれの役割と性格は図表 2 に示されるとおりである。

1.2.2 EU 法の形成と市民社会、障害者の関わり

前項で紹介した 4 つの機関が政策形成上の中心をなしているが、一般的な EU 法形成の流れとしては、図表 1 に示すように、一般的政治的目標や重要課題をめぐる欧州理事会の意向に応じて欧州委員会が法案の原案を作成し、EU 理事会と欧州議会における検討・審議を経て策定される。行政・執行機関として位置づけられる欧州委員会が法案を作成することについては、わが国の法律形成における内閣法制局の役割と通じるところがあると思われる。



図表 3 主要機関の相互関係
出典：EU 法講義ノート
<http://eu-info.jp/r/in-lisbon.html>

こうした政策形成プロセスの中で欧州委員会における政策の作成・実施の局面において「各国機関や利益団体、NGO も大きな役割を果たして」おり、「具体的には、諮問委員会、フォーラムの設置や資金の提供、オンラインでの諮問などを通じ、欧州委員会は政策領域毎に市民社会とのアクセスの制度化を図っている」⁵。こうした制度により、1,500～2500 もの利益団体が EU の政策形成に携わっている⁶。その中で障害者に関するものとして、近年では 2012 年 12 月に障害者の権利保護について討議する第 3 回「障害者の欧州議会」がブリュッセルの欧州議会で開催され、障害者団体の代表者など 450 人が参加している。同会合では EU に対し各分野で行動を求める決議



図表 4 2012 年 12 月第 3 回「障害者の欧州議会」
出典：EU MAG
<http://eumag.jp/feature/b0813/>

⁵ 福田（2010）

⁶ 福田（2010）

文が採択された⁷。このように EU では障害者も政策形成上のアクターとして認識されている。

一方で、すべての政策分野に関して EU の法令制定権が認められているわけではない。次項で述べるように政策分野ごとに各加盟国との権限分担が定められており、この権限分担により認められた範囲で法令を制定できることになる。

1.2.2 各政策分野における EU と加盟国の権限分担

EU と同様の背景のもとに設立された欧州評議会（CE: Council Europe）が、国家主権の制限を懸念する一部の国々の抵抗によりあくまでも加盟国に対して拘束力を持たない協議機関としての性格しか持ちえなかったのに対して、EU は加盟国を拘束する規制法を制定する権能を与えられた共同体として、関税・公正競争・金融等の政策を中心に実効的な規制政策を打ち出してきた。しかしながら、前項で述べたようにこのような強力な権能がすべての政策分野において認められているわけではない。

EU が発展するプロセスにおいて加盟国から EU へ権限移譲が頻繁に行われるようになってきたことに対し、「忍び寄る権限拡張」として警戒する加盟国もあった。こうした批判に対応すべく EU はマーストリヒト条約により EU の権限行使に関する諸原則を導入した。そのうちの一つに「個別授權原則」がある。これは、EU が行動するためには条約に法的根拠が定められている必要があり、条約に明記されていない限り EU は行動できないとする原則である。

さらに、このような原則に関して EU と加盟国の責任と権限の分担を明確にするためにリスボン条約でその分担のあり方が具体的に定められた。これにより、条約で EU に権限が授与されていない政策分野は加盟国に権限がとどまること、そして EU へ権限が授与されている政策分野については EU と加盟国が権限を分け合うことが確認された。その権限分担のあり方は政策分野によって異なっており、EU に授与されている権限は、政策分野に応じて排他的(専属的)権限、共有権限、補充的権限の 3 つの領域に分類されている。さらに、EU の枠内で加盟国が調整を行う政策分野、そして、EU が加盟国と並んで政府間協力により行動する分野がある。以上の権限分担について、庄司(2013)は図表 5 のように整理している。

⁷ EU MAG 「障害者も参画する EU のユニバーサル社会づくり」(オンライン)
<http://eumag.jp/feature/b0813/> (アクセス日 2016 年 9 月 1 日)

	特徴	分野
1. EU の単独権限	(1) EU が単独で権限を持つ。 (2) EU だけが立法することができる。	(a)関税同盟 (b)単一市場のための競争ルール (c)ユーロ圏の金融政策 (d)海洋生物資源の保護 (e)共通通商政策 (f)EU の権限に対応する国際協定の締結
2. EU と加盟国の共有権限	(1) EU も加盟国ともに権限を持つ。 (2) 両方が立法することができる。 (3) EU が権限を行使した範囲で、加盟国は権限を失う ((l)、(m)を除く)。 (4) EU が権限を行使するのを止めると、その範囲で加盟国の権限が復活する。	(a)単一市場 (b)一部の社会政策 (c)経済・社会・領域上の格差是正 (d)農漁業 (e)環境 (f)消費者保護 (g)運輸 (h)欧州横断ネットワーク (i)エネルギー (j)自由・安全・司法領域 (k)一部の公衆衛生上の暗線問題 (l)研究・技術開発、宇宙 (m)開発協力・人道援助
3. 加盟国の分担責任を EU が補充する権限	(1) EU は加盟国が分担する責任を支援、調整、補充するための行動を行う。 (2) EU の分担責任とすることはできない。	(a)人間の健康の保護・改善 (b)産業 (c)文化 (d)観光 (e)教育・職業訓練・青少年・スポーツ (f)市民保護 (g)行政協力
4. 加盟国の分担責任を EU で調整する分野	(1) 加盟国は EU 内で経済・雇用政策の調整を行う。 (2) 加盟国の社会政策の調整をするための発議を行う。	(a)経済政策 (b)雇用政策 (c)一部の社会政策
5. 加盟国と並んで EU が行動する分野	EU は共通外交・安全保障政策を策定し、実施する。	(a)共通外交・安全保障政策 (b)危機管理作戦など

図表 5 「EU と加盟国の権限分担」

出典：EU Mag（オンライン）<http://www.euinjapan.jp/>（アクセス日 2016 年 9 月 1 日）

1.2.3 ろう教育や手話言語に対する EU の政策上の姿勢

今回の報告で焦点となっているろう教育や手話言語に対する EU の姿勢を理解するには、上記図表 1 の各政策分野における EU と各国の権限分担のあり方をふまえることが重要である。

この点、ろう教育が「3. 加盟国の分担責任を EU が補充する権限」における(e)に含まれることは明らかである。また、「手話言語」についても欧州議会のアダム・コーシャ（Ádám KÓSA）議員に対する取材での発言や欧州議会の

ヘルガ・スティーブンス（Helga Stevens）議員の手話言語フォーラムにおける発言によれば、ろう教育と同様の扱いとなるようである。このため、EU がろう教育や手話言語に関して加盟国に優先する権限を持つことはなく、あくまでも加盟国の取り組みを補充的に支援する政策を講じることができるにとどまる。

2. 欧州の障害者差別禁止政策について

EU 加盟国総人口の 6 人に 1 人、約 8000 万人が何らかの障害を抱えているといわれ⁸、こうした人々は障害のない人に比べて失業率が 2～3 倍高く、高等教育を受ける者の割合も障害のない者に比べて半数以下にとどまっているなど様々な社会的不利の結果として貧困率も平均より 7 割高くなっている（引馬 2013）。こうした状況に対し、EU は 1970 年代以降、積極的な対策を講じる動きを見せている。

EU の前身である欧州諸共同体（以下 EC）時代の 1974 年に策定した社会行動計画は障害のある人々の完全参加と平等を謳っていた。1982 年には欧州委員会内の雇用・労使関係・社会問題担当の総局内に「障害者対策室」が設置されている。

1983 年には当時の EC における障害者関係施策の実際的な取り組みとして、「障害者の社会的統合のための第 1 次行動計画（1983 年～1987 年）」が策定実施された。同計画は、その後 1988 年の「障害者のための第 2 次行動計画・ヘリオス I（1988 年～1991 年）」、1993 年の「障害者のための第 3 次行動計画・ヘリオス II（1993 年～1998 年）」と継続され、障害がある人々の機会の平等と社会・経済的な統合を推進するための取り組みが行われた。現在、同行動計画は「欧州障害者戦略 2010 年 - 2020 年」に引き継がれ、障害のある人々が、社会、経済活動に参加し、権利や利益を存分に共有できるようにすることを目的として「モノやサービスへのアクセス」、「社会参加」、「平等」、「雇用」、「教育・生涯学習」、「社会的保護と包摂」、「健康・保健」、「対外活動」を優先分野として取り組みが続けられている。

1999 年に発効したアムステルダム条約では、「非差別条項（13 条）」を設け、EU 諸機関（欧州委員会等）が障害、人種や民族、年齢等を事由とする差別に取り組む措置を取ることができることが明記された。これは、性別以外の障害を含む差別について EU 条約上初めて言及されたものであり、「こうした領域における差別禁止立法への道を開いたものとして重要な意味を持つ」ものとされる（濱口 2004）。

⁸ EU MAG（2013）

このアムステルダム条約に基づき 2000 年には、特に障害者を労働や職業の場における合理的配慮の否定を含む差別から守るための措置を要求する「一般雇用均等待遇指令」が制定された。引馬（2013）は同指令が採択された当時 EU 加盟国で障害者差別禁止法を有していた国が 3 か国であったことをふまえ、EU「域内のその後の被差別保障を牽引するものであった」と評している。この「指令」による法的性格として、加盟国に対して指令の内容に即した国内法の制定や改正を義務付ける拘束力を有している。このため、同指令採択後、全加盟国で同指令に従う形で障害を理由とする労働上の差別を禁止する法律や規定の整備が進むようになった。

さらに、同年には欧州基本権憲章も制定されている。これは、EU それ自体に対して憲章が規定する人権の保護を義務付けるもので、自由権、平等権、社会権、市民権、司法に関する幅広い権利規定を有している。同憲章には障害を理由とした差別の禁止（第 21 条）や障害者の社会的・職業的統合、地域社会への参加の保障を目指す措置から利益を得る権利の認識と尊重（第 26 条）といったように障害者の権利保障につながる規定も盛り込まれた。ただし、同憲章の法的効力に関しては明確にされなかった。

2007 年には EU 基本権庁（FRA）が EU の専門機関として設立され、障害者の権利を含む基本権にかかわる情報やデータの収集分析・根拠（証拠）に基づくアドバイスや啓発活動を実施している。

「一般雇用均等待遇指令」に続く新たな均等指令として、欧州委員会は 2008 年に「宗教および信条、障害、年齢、性的思考によらない、人の均等取扱いの原則に関する指令」を提案した（均等待遇指令案）。これは「一般雇用均等待遇指令」が雇用面に限られていたのに対して、社会保護や教育、教育、公共交通、文化、モノやサービス提供へのアクセスを含む生活全域にわたる包括的な被差別・権利を保障する均等法としての性格を有している。同法案は 2009 年に欧州議会の承認を得て、閣僚理事会において採択へ向けた審議が現在も続いている。

EU における最新の条約として 2009 年に発効したリスボン条約（EU 条約および EU 運営条約により構成される）では、EU 運営条約第 10 条で以下に引用するように障害を含む事由による差別の撤廃を目指す旨が新たに掲げられた。

*The Treaty on the Functioning of the European Union
(Article 10)*

In defining and implementing its policies and activities, the Union shall aim to combat discrimination based on sex, racial or ethnic origin, religion or belief, disability, age or sexual orientation.

EU 運営条約
(第 10 条)

性別、人種的もしくは民族的出身、宗教もしくは信仰、障害、年齢、または性的思考に基づく差別の撤廃に取り組むことが EU の政策および活動の策定・実施において目標とされる。

さらに、アムステルダム条約第 13 条の規定を EU 運営条約第 19 条に引き継ぐとともに、欧州基本権憲章に法的な効力を付与し、その権利保障基盤を強化している。

このように、40 を超える障害者関連の立法を積み重ねてきた EU は、国連障害者権利条約の策定作業にも積極的に関与し、2010 年地域的統合機関として初めて国連障害者権利条約（2009 年発効）を批准した。

また、2000 年代半ばから障害のある者と移動に制限のある者が他の EU 市民と等しく公共施設や公共機関を利用できるようにするための EU (EC) 規則の制定が以下のように進められた。

- ・ 航空旅行における障害者及び移動に制限がある者の権利に関する EC 規則（2008 年施行）
- ・ 鉄道旅客者の権利と義務に関する EC 規則（2009 年施行）
- ・ 海洋および内陸水路の航行に関する EU 規則（2012 年施行）
- ・ バスおよび長距離バスの移動に関する EU 規則（2013 年施行）

また、今後採択の可能性のあるものとして、上記の一般均等指令案で含まれない分野におけるアクセシビリティに特化した欧州アクセシビリティ法案、そして公的機関のウェブサイトにおける障害者のアクセシビリティを高めることを目的としたウェブ・アクセシビリティ指令案がある。

3. 欧州における少数言語保護政策と手話言語

3.1 欧州における少数言語保護政策の展開

欧州では 60 を超える地域少数言語が存在し、4000 万人を超える人々がこれらの言語を使用しているが、このような少数言語共同体は母語を守り、発展させていく上で大きな困難に直面している⁹。

しかし、こうした少数言語・少数民族の保障については、地域マイノリティの「分離独立運動を助長し、国家の安全を損なう」¹⁰と考えられていたことか

⁹ European Commission（オンライン）https://europa.eu/european-union/topics/multilingualism_en（アクセス日：2016 年 10 月 17 日）

¹⁰ 窪（1993 年）

ら、これまで慎重な姿勢がとられてきた。実際、先進的と評される欧州評議会の欧州人権条約でも、「マイノリティが自分の母語を社会生活で保障する権利」は認められていなかった¹¹。こうした傾向は国連条約においても同様であり、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」や「民族・宗教・言語マイノリティに属する人々の権利に関する宣言」では、加盟国の裁量が優先される形式がとられていた¹²。

ところが、ソビエト連邦の崩壊を契機としてそうした状況に変化が起こった。ソビエト連邦解体で少数民族を多く抱えていた東欧諸国の独立が相次ぐようになると、自国の文化・言語を重視する意識に根差した運動が欧州全体に波及するようになったのである。こうした動きを受けて EC (EU の前身) は、1981 年に欧州議会において「地域言語文化の共同体憲章ならびに民族的少数派の権利の憲章に関する決議」を採択し、1983 年に独立機関として設立された少数言語事務局に助成金を提供している。ただ、「未だに少数民族保護の具体的手法に関する完全なコンセンサスが得られていない状況」(坂井 2011) において、言語政策を加盟国の権限に委ねている EU としては、少数言語の保障に関する政策形成を主導的に行うことは困難であった。

このため、この分野においては、欧州評議会が先導的な役割を果たすこととなった。同評議会が採択した 2 つの国際条約「地域言語または少数言語のための欧州憲章」(1992 年)「民族的少数者保護のための枠組み条約」(1995 年) は、各加盟国の裁量を尊重する点で法的拘束力は十分ではないものの、多くの加盟国の調印を促し、少数言語政策の共通認識をつくりあげた¹³。

そして、EU も加盟国の権限に配慮せざるを得ないという制約を抱えながらも、設立当初から掲げている多言語主義政策の中で少数言語を擁護する姿勢を示すようになった。その表れとして EU による言語習得支援プログラムの対象言語に少数言語を含むすべての言語を認めるようになっていく。つまり、加盟国の権限を尊重するために、少数言語の習得促進を資金面でサポートするという間接的な形で少数言語を保護する姿勢をとっているということである。手話言語に関する資金面でのサポートとしては、EU による生涯学習計画の主要事業の一つで、学生及び教職員の流動性と大学間の協力を促進するために実施されたエラスムス計画 (Erasmus project) による助成を受けてドイツ、フィンランド、イギリスの 3 大学合同により開発された手話言語通訳者養成を目的とする修士課程プログラム「EUMASLI (European Master in Sign Language

¹¹ 窪 (1993 年)

¹² 坂井 (2011)

¹³ 荻谷 (2007)

Interpreting)」¹⁴の例が挙げられる。

3.2 少数言語保護政策における手話言語の扱い

欧州ろう連合の試算によれば、欧州内に存在するろうの手話言語使用者は 80 万人と見積もられている (M・Wheatley 他 2012)。彼らの手話言語は上述の少数言語保護政策の中でどのように扱われてきたのだろうか。とくに、地域言語または少数言語のための欧州憲章が手話言語をどのように見なしていたのか興味深いところである。この点、Ladd(2003)は、欧州評議会が、同憲章を設けるにあたって少数言語の定義に手話言語を包含する必要性を考慮していなかったこと、またその結果として同憲章に手話言語が含まれなかったことが、欧州各国や EU にその政策策定においてろう者の課題を看過させることになったと指摘する。

その後、欧州評議会では、2001 年に議員会議において、手話言語にも地域言語または少数言語のための欧州憲章が他の言語に対して保障しているのと同様の保護を手話言語にも与えるようにすることを勧告する文書「少数民族の権利」¹⁵が出された。引き続き 2003 年にも同会議から「加盟国における手話言語の保護」と題する勧告¹⁶が出されている。同勧告には、欧州評議会の閣僚委員会が地域言語または少数言語のための欧州憲章の非領域言語に手話言語を加えるように同憲章の追加議定書を起草することを検討すべきことなどが盛り込まれた。この勧告は現在まで実施されるには至っていないが、EUD は、同憲章が地域言語または少数言語の定義に手話言語を加えれば、欧州で前例のない法的な保護を手話言語に与えることになる」と述べる (M・Wheatley 2012)。

一方、EC では 1988 年に欧州議会が「ろう者の手話言語に関する決議」¹⁷を出している。これは「欧州で初めて手話言語に言及した重要な文書」(M・Wheatley 他 2012) とされる。しかし、期待されたほどの政治的な効果を上げられなかったために 1998 年に再び上述の決議とほぼ同内容の「手話言語に関する決議」¹⁸が出された。両決議は手話言語が大多数のろう者にとって唯一のコミュニケーション手段であるとする観点から加盟国に対して手話言語の公的認知を要求するものであった。とくに 1998 年の決議では、資格認定を受けた

¹⁴ EUMASLI website, <http://www.eumasli.eu/> (アクセス日 2016 年 10 月 23 日)

¹⁵ Council of Europe(2001)

¹⁶ Council of Europe(2003)

¹⁷ EU Lex, Doc A2-302/87(オンライン), http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:JOC_1988_187_R_0202_01&rid=1

¹⁸ EU Lex, Official Journal C 379 , 07/12/1998 P. 0066(オンライン)<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1476842379015&uri=CELEX:51998IP0985>

手話言語通訳者の深刻な不足やろう者の情報へのアクセス保障の欠如、手話言語を公式に認知している加盟国の少なさといった諸々の課題が指摘されている。ウィーン大学の言語学者 Verena Krausneker 博士は手話言語フォーラムにおける講演でこの 2 つの決議の意義について以下のように述べている。

「1988 年と 1998 年 2 回の欧州議会の決議はとても重要です。2010 年までに欧州の約 20 か国で手話の法的認知を獲得することにつながりました。この 2 つの決議は各国の国会に進むべき道を示したのです。」¹⁹

一方で EU としては、2009 年に欧州議会でろう者として初当選したアダム・コーシャ (Ádám KÓSA) 議員と EUD による取り組みが続けられたことや、EU 機関内における手話言語や点字の活用促進などを盛り込んだ欧州障害戦略 2010－2020 が設けられたこともあり、手話言語に関する事項を多くの文書に盛り込むようになっていく。

2010 年、EUD をはじめとする当事者団体の取り組み²⁰により、「ブリュッセル宣言」が出され、各国の手話言語を認知することや手話言語使用者が手話言語を学ぶ権利を与えること、手話言語サービスを提供することなどを EU と加盟国に要求している。ただし、同宣言は当事者団体による署名で成立したものであり、EUD 自身も述べているように法的な拘束力を持つものではなかった (M・Wheatley 他 2012)。

しかし、2011 年の欧州議会でアダム・コーシャ (Ádám KÓSA) 欧州議会議員 (右写真) による提案で、大多数の議員の賛成によって採択された「障害者のインクルージョンとモビリティおよび欧州障害戦略 2010－2020」と題する自発的発議 (原文: Own initiative Report) において、欧州委員会に対して障害者に対する諸々の取り組みを促す中で、このブリュッセル宣言に応じて手話言語を公的言語として認知することも要求したことにより、同宣言の政治的な位置づけが高まった。すなわち、同宣言はこ



図表 6 ろう者初の欧州議会議員アダム・コーシャ (Ádám KÓSA) 氏 (欧州議会の同氏のオフィスにて日本視察団撮影)

¹⁹ Krausneker, V, "EP Resolution on sign languages(1988&1998)", 2016 年 9 月 28 日欧州議会における手話言語フォーラム「Multilingualism and equal rights in the EU: the role of sign languages (訳: EU における多言語主義と権利の平等: 手話言語の役割)」での講演

²⁰ 同宣言の成立に至る経緯や具体的内容については全日本ろうあ連盟 (2012) を参照

のように政治的な意義を持つ²¹自発的発議に包含されたことで、いずれは完全な法的認知につながる可能性のある政治的な関係性を持つに至ったのである。

こうしたブリュッセル宣言と欧州議会による 2011 年の自発的発議をめぐる展開がもたらしたもう一つの意義として、欧州障害フォーラム

(EDF) や EUD のような障害者 NGO に政治的妥当性を与え、ろう者と障害者の完全な平等という目標の実現における立場を向上させることになったという指摘がある (M・Wheatley 他 2012)。

4. 欧州の教育政策について

第 2 章の「1.2.3 ろう教育や手話言語に対する EU の政策上の姿勢」でも述べているように、教育政策に関して EU は原則として各国の取り組みを補充的に支援することができるにとどまる²²。

欧州ろう連合 (EUD) の政策専門官 Katja Reuter 氏

(右写真) も以下のように教育政策をめぐる EU と各国の

関係について以下のように解説し、EU がろう教育に関して積極的なアクションをとることの困難さを指摘する。



図表 7 EUD の政策面の取り組みを支える政策専門官 Katja Reuter 氏 (写真右 : 左は通訳担当の高木氏 : EUD オフィスにて日本視察団撮影)

「ヨーロッパでは教育問題は難しいです。各国それぞれの考え方があり、教育問題に関してはヨーロッパ全体で共通ではありません。教育政策は国の裁量に任せられます。」

「EU を設立するときに EU が決められること、国レベルで決められることを定めたのです。つまり、この問題は EU レベルで決める、その問題は各国に任せるといったような形になったのです。教育政策に関しては国によって言

²¹ 自発的発議 (原文 : Own initiative Report) は、欧州議会にとって重要な政治的手段であり、議員にとって関心のある多様な議題の検討等を通して欧州委員会に対する新しい立法上の提案への道を開くもので、立法上のサイクルの初期の段階の重要なツールであるとされる。典拠 : European Parliament : http://www.europarl.europa.eu/the-secretary-general/resource/static/files/Documents%20section/SPforEP/Own-Initiative_reports.pdf

²² 松尾馨 (2005)

語・歴史・文化が異なるということで、EUではなく各国に任せることになりました。ですから、各国はEUがサポートしてくれるのは良いけれども干渉はしないほしいという姿勢をとっています。このような事情もあり、EUは好事例に関する情報交換や資金面の援助はしますが、教育政策に関する指示はしません。」（傍線は報告者による）

「レオナルド・ダ・ヴィンチ計画²³についてはEUからの資金援助プロジェクトという考え方になると思います。それぞれの国が教育目標を達成できるようにするために資金援助するという考え方です。例えば、分離教育がいいのかそれとも統合教育がいいのかといったことはそれぞれの国が決めることで、EUが指示することではありません。」（以上、2016年9月29日EUDにおけるインタビューより）

教育政策上、障害児教育のインクルーシブがテーマの一つとなっているが、各国における義務教育学齢期にある全児童数に占める特別学校在籍者の割合（図表8）をみると、もっとも低いイタリアの1.0%から最も高いベルギー（フランス語圏）の98.6%と大きな格差があり、Reuter氏が述べているように、欧州各国の教育政策をめぐる姿勢が一樣ではないことがわかる。

ただ、EUが教育政策について主導的な権限をもっていないとはいえ、欧州障害者戦略2010-2020を策定し、インクルーシブ教育を支持する立場をとっていること²⁴、さらに、EU自身も含めてEU加盟国の大多数がインクルーシブ教育の推進を謳う国連障害者権利条約を批准していることから、加盟国を支援する形でEUはインクルーシブ教育に向けた流れをバックアップしている。その一例として、障害者権利条約の示すインクルーシブ教育を目指し、加盟国同士の情報共有と協同を推進する欧州特別支援教育機構（European Agency for Special Needs and Inclusive Education）は、EUによる事業を起源としており、同事業終了後、加盟国の拠出資金による運営に移行してからもEUから補助金を得て運営されている²⁵。つまり、言語政策同様に法的拘束力の強い法形式による方法ではなく経済的な支援を通じてEUの理念とする方向に加盟国の取り組みを促すようにするのが教育政策分野におけるEUの姿勢である。

²³ EUによる教育・訓練全般を対象とする行動計画のプログラムの一つで、職業訓練の一環として言語技能を高めるための活動を支援することなどを目的としている（松尾2005）。

²⁴ EUR-Lex（2010）

²⁵ 棟方（2015）

図表 8 欧州における義務教育学齢期にある特別支援ニーズを持つ児童の就学先（公立・私立学校在籍者の合計数）

項目	1.全対象児童数	2.分離された特別学校	3.一般校内の特別クラス	4.完全にインクルーシブな環境	特殊学校在籍者割合	備考
イタリア	189563	1835	不明	187728	1.0%	
アイスランド	10338	136	476	9726	1.3%	
マルタ	2572	54	11	2507	2.1%	
スウェーデン	12616	501	12115	不明	4.0%	
ポルトガル	43156	1975	1055	40126	4.6%	
キプロス	5796	288	648	4860	5.0%	私立学校在籍者は含まず
リトアニア	46608	3864	820	41924	8.3%	
フィンランド	45439	6233	14462	24744	13.7%	
アイルランド	39116	5410	2302	31404	13.8%	私立学校在籍者は含まず
スペイン	106977	14910	2789	89278	13.9%	
フランス	330406	51994	194852	83560	15.7%	
日本(参考)	339,511	68661	187,100	83,750	20.2%	文部科学省の2014年度データをもとに報告者算出
ギリシャ	36011	7861	26350	1800	21.8%	私立学校在籍者は含まず
スロヴェニア	12000	2922	437	8641	24.4%	
スロヴァキア	48979	17995	10375	20609	36.7%	
チェコ共和国	72423	26677	6469	39277	36.8%	
デンマーク	35827	13256	21163	1408	37.0%	
オーストリア	29242	11615	684	16943	39.7%	
ハンガリー	72439	31156	2に包含	41283	43.0%	
イギリス(イングランド)	226210	99330	15490	111390	43.9%	
エストニア	6530	3370	1103	2057	51.6%	
ルクセンブルク	1095	608	不明	487	55.5%	
ポーランド	160846	91083	2588	67175	56.6%	
オランダ	106698	66085	不明	40613	61.9%	
ラトビア	9726	6172	1072	2482	63.5%	
ドイツ	480024	377922	不明	102102	78.7%	
ベルギー(フラマン語圏)	57261	47712	0	9549	83.3%	
ベルギー(フランス語圏)	32857	32383	不明	474	98.6%	

備考：European Agency for Development in Special Needs Education による Special Neetion Countryds Educa Data 2012 のデータをもとに報告者作成（出典：（オンライン）<https://www.european-agency.org/publications/ereports/sne-country-data-2012/sne-country-data-2012>）。当該データは 2009 年～2011 年のいずれかの年度のデータから収集されている。日本のデータの出典：（オンライン）http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/002.htm）

この点、我々ろう当事者としては、インクルーシブ教育が推進される流れの中で、盲人、ろう者又は盲ろう者にとって最も適切な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すべきとしている国連障害者権利条約第 24 条²⁶の趣旨がどこまで保障

²⁶ 国連障害者権利条約第 24 条 3(c)「盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。」

されているのかということが最大の関心事となる。その意味でも手話言語の法制化を通じて教育過程における手話言語の習得、手話言語による教育、手話言語を通じた意思の疎通が保障されるようにすることの必要性は大きい。

第3章 欧州における手話言語・手話言語通訳者・ろう教育をめぐる現状

1. 欧州の手話言語の法的認知状況

欧州ろう連合のマルク・ヨキネン（Markku Jokinen）理事長（右写真）は、手話言語フォーラムにおける講演²⁷で De Meulder 氏の論文「The Legal Recognition of Sign Languages」（Maartje 2015）をふまえて欧州における手話言語の認知的状況について以下のように4区分に整理して紹介している。



図表 9 手話言語フォーラムで講演する欧州ろう連合 Markku Jokinen 理事長（写真左：右隣の女性はウィーン大学の言語学者 Verena Krausneker 博士（欧州議会にて日本視察団撮影））

① 憲法による認知

- ・フィンランド（1995 年、個人の言語と文化に関する権利第 17 節）
- ・オーストリア（2005 年、言語に関する第 8 条）
- ・ハンガリー（2011 年言語に関する H 条）
- ・ポルトガル（1997 年、教育に関する第 74 条）

② 一般的な言語法による認知

- ・ラトビア（1999 年、公用語法）
- ・エストニア（2007 年、言語法）
- ・スウェーデン（2009 年、言語法）

③ 手話言語法による認定

- ・スロバキア（1995 年、ろう者の手話言語に関する法律）
- ・スロベニア（2002 年、スロベニア手話言語の使用に関する法律）
- ・ベルギー、ワロン地方（2003 年、手話言語の認知に関する法令）
- ・ベルギー、フランデレン地方（2006 年、フレミッシュ手話言語の認知に関する法律）

²⁷ 2016 年 9 月 28 日欧州議会における手話言語フォーラム「Sign language recognition and sign language users across the EU（訳：手話言語の認知と EU 全域の手話言語使用者）」での講演

- ・キプロス（2006 年、キプロス手話言語の認知に関する法律）
- ・カタルーニャ自治州（2010 年、カタルーニャ手話言語に関する 17/2010 法律）
- ・フィンランド（2015 年、手話言語法）

④ 他のコミュニケーション手段を含む手話言語法による認知

- ・チェコ共和国（2008 年、ろう者と盲ろう者のコミュニケーションシステムに関する 384/2008 年法）
- ・スペイン（2007 年、27/2007 法律）
- ・ポーランド（2011 年、手話言語およびその他のコミュニケーション手段に関する法律）

⑤ 国家言語委員会の権限に基づく法令等による認定

- ・デンマーク（2014 年に国家言語委員会の権限による法令で手話言語の公用語認知）
- ・リトアニア（1991 年、障害者の社会的統合法）
- ・ドイツ（2002 年、障害者平等法）
- ・ギリシャ（2002 年教育法）
- ・フランス（2005 年教育法）

マルク・ヨキネン理事長は、以上の手話言語の法律上の認知のあり方について、憲法で認めるところから、一般の法律に入れるところなど、さまざまであり、どういう法律に入れるかは国によってまちまちであると解説したうえで、憲法や手話言語に特化した言語法もしくは横断的な言語法による認知が望ましいと指摘している。教育法や労働法のような特定のテーマの法律の中で認知されるのは当該分野の中でしか認知されないことになり、立場が弱くなるのであまり理想的ではないというのが理由である。さらに、同氏は手話言語がまだ認知されていない国では、社会や政治家に対する働きかけが重要であり、そのために参考となるガイドラインのようなものを作ることの必要性を強調している。



図表 10 欧州における手話言語の法的認知の広がり
 (解説: 法制度上何らかの形で手話言語を認知している国を色付きで示している。
 Markku Jokinen 氏による整理をふまえて報告者が作成した。)

2. 欧州の手話言語通訳者をめぐる現状と課題

手話言語フォーラムでは、手話言語通訳者で AIIC 手話言語ネットワークのコーディネーター Maya De Wit 氏から欧州各国の手話言語通訳者の状況に関して、2000 年から現在に至るまで研究を続けてきた成果が発表された²⁸。その要点について紹介する。

2.1 手話言語通訳者の訓練プログラム・資格認定制度

²⁸ 2016 年 9 月 28 日欧州議会における手話言語フォーラム「Sign language interpreting in EU Member States (訳: 現状: EU 加盟国における手話言語通訳)」での講演

欧州経済領域内で手話言語通訳者養成プログラムは 70 存在している一方で、養成制度がない国も 7 か国ある。プログラムが設けられていても盲ろう者通訳向けの訓練プログラムを含まないものが 14 カ国ある。これらのプログラムのほとんどは 3～4 年の大学相当の BA コースに変更されているが、数か月のプログラムもある。

国がきちんと資格認定しているかどうかという点でも課題がある。資格認定制度を設けている国は欧州内で現在のところ 7 カ国だけで資格認定制度がない国がたくさんある。

2.2 手話言語通訳者の待遇・労働条件

フリーランスの手話言語通訳者が 1 時間の通訳時間で得ている報酬の平均は平均 37 ユーロである。ただし、この金額から税金、保険などが差し引かれる。

労働条件の変化については、過去 4 年で条件が悪化した国が 6 カ国で、理由は手話言語通訳に関する予算がないということであった。その中の国では対策として 75%まで減らしているところもあるという。一方過去 4 年間で条件が改善した国は 12 カ国で、変化なしが 14 カ国であった。

2.3 手話言語通訳者サービス

15 カ国では手話言語通訳者サービスについて予算が年度ごとに設けられていたが、19 カ国では手話言語通訳者に関する規則や法律があるにもかかわらずその実施について確実な保証がなかった。

2.4 手話言語通訳者の育成をめぐる問題状況

同氏は以上のようにデータを整理する中で、以下のように述べ、ろう者の社会へのアクセス手段としての手話言語通訳者の重要性を強調する。

「ろう者にとっての社会へのアクセス（手段）とは教育や雇用、医療、裁判、余暇における手話言語通訳者（の存在）を意味しています。EUにおける教育や雇用におけるアクセスについて、政府がろう者に通訳サービスに対する権利を保障しなければ、手話言語通訳者も存在しないことになるでしょう（カッコ内は報告者による補足）。」

さらに、同氏は、手話言語はこの数年間で、EU 各国内で認知されるようになっていて一方で専門家としての手話言語通訳者の認知は遅れていることを指摘し、2012 年に比べて 2016 年は手話言語通訳者が EU 全体で 17% 増えているが、実際は確実な養成が行われているわけではない、と手話言語通訳者養成をめぐる現状を問題視する。

最後に、同氏は以下のように国境を超えて手話言語通訳者を利用できるようにするための環境整備の必要性を強調して講演を締めくくった。

「手話言語使用者が国境を越えて各地で手話言語通訳者を利用できるようにするには、国内そして EU 全体における手話言語通訳者を利用できる権利を保障することが必要であり、適切な訓練制度や専門性の認定、合理的な労働条件、適正な報酬の保障を通じて手話言語通訳者を増やすことが課題となるでしょう。」

Wit 氏に続いて行われたハンブルク大学の Christian Rathmann 教授の講演²⁹でも同様の指摘があった。同氏はろう者のモビリティ向上という観点から EU 全体における手話言語通訳者の養成システムの向上の必要性を以下のように説く。

「聞こえる EU 市民は自由に国境を越えて移動できますが、ろうの EU 市民は例えばフィンランドに行って働きたいと思っても手話言語通訳者の確保が壁になり自由に移動できないという現実があります。こうした点で聞こえる者に比べて不平等となっています。ろう者も EU 内を自由に動き回れるようにすることが重要です。しかし、手話言語通訳者の技術レベルや養成システムが各国によって異なっていることが課題です。だからこそ手話言語通訳者の養成システムカリキュラムを EU 全体で均一に向上させていく必要があります。」

3. 欧州のろう教育をめぐる現状と課題

3.1 ろう教育に関する法制度・学校の状況に関する全体的な傾向

欧州ろう連合 (M・Wheatley 他 2012) に掲載されている各国の情報の中で、教育制度やろう学校に関する記述部分を抜粋して要約したうえで図表 11 に掲載した。しかし、情報量が十分ではない上に断片的であるため、これらの情報だけで各国のろう教育政策について分析することは困難である。ただ、全

²⁹ 2016 年 9 月 28 日欧州議会における手話言語フォーラム「Professional sign language interpreting at EU and international level (訳：現状: EU や国際レベルにおける専門的手話言語通訳)」での講演

体的な傾向として、手話言語に関して法制度上何らかの形で認知がなされている国では、教育政策においても手話言語に対して肯定的な取り扱いをしていることは認められよう。例として、手話言語を憲法上認知しているポルトガルではバイリンガル教育の中でも手話言語を第一言語として優遇する扱いを示しているほか、一般的な言語法で手話言語を認知しているスウェーデンでも、手話言語で指導を受ける生徒は手話言語を優先し、スウェーデン語を第二言語とする扱いをしている。同様に手話言語法で手話言語を認知しているラトビアは小学校以降の教育過程における手話言語通訳者の配置について内閣による規則を設けている。デンマークやエストニアが手話言語の使用を含む配慮について教師の責任を明確にしている点も注目される。

図表 11 各国のろう教育にかかわる法制度・教育の状況

オーストリア 小学校の授業やプレスクールでは、保護者や教師による地域的な取り組みでバイリンガルアプローチが用いられることもあるが、ろう学校ではバイリンガル教育を実施していない。	ギリシャ 教育法は、ギリシャ手話言語はろう及び難聴の生徒の言語であるとしたうえで、ろう学校の教師に手話言語を理解することを要求している。しかしながら、現在、大部分の教師は手話言語を理解していない。
ベルギー：フランダース地方 教育法で小学校におけるフレミッシュ手話言語教育に関する発達目的を説明している。平等な機会及び平等な取り扱い政策に関する枠組みの設置に関する法律に関連して、授業中の手話言語通訳について争われた事案の判決が 2011 年に出た。同判決は授業時間の最低 70%について手話言語通訳を受ける権利を 4 人の児童に対して認めている。	ポルトガル 教育に関する法律で、児童及び両親はバイリンガル教育を選択できるが、ろう児はバイリンガル教育を実施している学校が優先されるとしている。そして、第一言語としてポルトガル手話言語を発達させることとされ、それゆえに、プレスクール、小学校はもちろん中学校に在籍しているろう児・生徒は他のろう児・生徒と同じ集団で過ごさなければならないとしている。さらに、バイリンガルの授業ではポルトガル手話言語のろう教師を配置するものとしている。
ベルギー：ワロニア地方 メインストリーム教育におけるろう児の手話言語による教育に関する政令が 2006 年に承認された。また、2004 年の特別教育の整備に関する法令ではプレスクールから中学校教育まで手話言語に親しむ一定の時間を見込んでいる。	
スウェーデン 学校法及び特別学校に関する法令は教育教科に手話言語を包含している。小学校に関する法令では、手話言語で指導を受ける生徒は第二言語としてスウェーデン語を学ぶものとしている。さらに、同法は少なくとも特定の言語を選択する生徒が校内に 3 名以上いる場合は手話言語も含む母語による指導を用意す	スロバキア ろう者の手話言語に関する法律により、ろう者は手話言語による教育の権利を保障されている。ただし、この手話言語法が制定される以前の 1990 年の教育法により、同一の規定でろう児と盲児は手話言語や点字による教育の権利がすでに保障されていた。最新の 2008 年の法律では、ろう児を盲児から分け

るように学校に要求している。中学校に関する法令では、聴こえる学生が選択できる外国語としてスウェーデン手話言語をリストに載せている。2011年に施行された大学に関する法令では、手話言語を教科教員の訓練プログラムの中で学べるようにしている。	て独立した規定を設けて手話言語による教育の権利を保障している。ろう学校では、手話言語や口話、バイリンガルアプローチ、さらにはすべての組み合わせといった様々な教育方法が用いられている。
<u>ブルガリア</u> ろう児の教育は一般校で提供されており、授業には手話言語が用いられるが、学校の公的方針として手話言語使用が保障されているわけではない。	<u>キプロス</u> ニコシアにある唯一のろう学校では、教育アプローチとして手話言語を主に用いているわけではない。
<u>ラトビア</u> 内閣による2011年規則で、小学校、中学校、職業学校、高等教育プログラムにおける手話言語通訳時間および手配手続きについて規定するとともに、ラトビାରろう協会を政府による予算の範囲内で手話言語通訳サービスの提供者に指定している。	<u>リトアニア</u> 教育大臣は、ろう者に対するバイリンガル教育アプローチに関する政令を2007年に出している。この政令は、手話言語を含むバイリンガル教育について述べ、それが幼児期から必要なコンセプトであるとしている。
<u>チェコ共和国</u> 法律でろう者及び盲ろう者が手話言語を通して学ぶ権利と手話言語を学ぶ権利を保障している。	<u>マルタ</u> 教育はもっぱら口話で実施されており、ろうの生徒向けのカリキュラムには組み込まれていない。
<u>デンマーク</u> 小学校教育に関する法令で、ろう児は手話言語による教育の権利を保障されており、デンマーク語と手話言語が対等に利用されるべきとしている。手話言語の使用を保障する責任は教師に課せられている。高等教育における特別な教育上の支援に関する法律では、ろう者に教育上の支援を提供し、他の生徒と同等の条件でコースを受講できるようにしている。	<u>アイルランド</u> 教育法はアイルランド手話言語を言語として認知していないが、本人の能力とニーズにふさわしい適切な教育の質を保障するために、手話言語通訳サービスを含むサポートサービスが利用できるようにしなければならないとしている。また、同法は教育機関に対し、アイルランド手話言語による教育を提供することを推奨している。
<u>エストニア</u> 学校法は学習環境に関して取られるべき調整の内容として、手話言語および他の代替的なコミュニケーション手段を教師がとるべきことに言及している。同国にはろう学校が2校あり、一方はバイリンガル教育を、他方は口話教育手法を採用している。	<u>オランダ</u> 教師向けの訓練コースの一つに、オランダ手話言語通訳者トレーニングがある。
<u>フィンランド</u> 基礎教育法は、指導で手話言語を用いることとし、さらに、教師はろうの生徒に指導するために手話言語の適切なスキルを持つことが必要であるとしている。同国では、ろうの生徒は手話言語で大学入学試験を受験することが許容されている。	<u>ポーランド</u> 教育は大部分がインクルーシブとなっている。ろう学校の数は減少していないが、両親の選択によりろう学校に在籍する児童の実数はこの数年間で減少している。カリキュラムの一環としてポーランド手話言語を使用する学校はごく少数であり、大部分はシステム手

	話を使用している。
フランス 教育法は生徒が手話言語で教育を受ける権利を与えている。同法は、バイリンガルコミュニケーション（手話言語、フランス語）もしくはフランス語を選択する自由を若年のろう者の権利として保障している。	ドイツ 教育は連邦法ではなく州法の管轄事項となるため、ドイツ手話言語は全国的な法制度の領域では言及されていない。それゆえ、教育方法は州によって異なり、完全な口話教育からバイリンガル教育まである。

3.2 欧州のろう教育をめぐる実態

前節では各国のろう教育をめぐる法制度・ろう学校の状況を紹介したが、実態には触れられていない。この点、EUDのMark Wheatley 事務局長に対するインタビューを通して、欧州の一部の国におけるろう教育の実態が把握されたので以下に紹介する。

① フィンランド

ろう児はろう学校ではなく地域の学校に入学する。ろう児のために聞こえる者とろう者の教師、さらに2名の手話言語通訳者が配置される。聞こえる教師が声で話すときに、ろう児は手話言語通訳者の通訳を見ながら学ぶ。文章の意味が分からないときに、ろうの教師がサポートする。

② ベルギー

ろう学校が減少傾向にある中、ほとんどのろう児は知的障害・自閉症・身体障害・重複障害を対象とした学校に入学する。ろう児には手話言語通訳者が配置されるようになっているが、親の情報量に左右される状況が見られる。例として、聞こえる親が手話言語通訳に関する情報を十分にもっていない場合、手話言語通訳者をつけてあげられないことがある。一方、手話言語通訳が配置されれば学習面では問題が解消されるが、同級生が数人だけでコミュニケーション量が少なくなるという課題がある。

一方で、地域の学校の生徒が、多様な世界について学ぶことを目的とした特別授業の中でろうの指導員から手話言語を学ぶプロジェクトが実施されており、彼らが手話言語を学ぶことでろう児ともコミュニケーションがとれるようになっているということである。

③ フランス

地域の学校の中に難聴者学級のようなクラスが設けられており、ろう児は科目によって一緒に学んだり別々に学んだりしている。ろう児のグループの中で手話言語によりスムーズにコミュニケーションができることがメリットとなっ

ている。

④スウェーデン

バイリンガル教育が揺らいでいる原因として、人工内耳装用者の増加でろう者の人口が減少し、インテグレーションする児童が増加していること、政府が国連障害者権利条約に従ってインテグレーション教育を推し進めていることがある。

以上のように確認された範囲では、ろう児は他の種別の障害児と統合された学校か地域の学校へ入学する傾向が認められる。その背景として、Wheatley 事務局長は「障害者権利条約の第 24 条で分離教育ではなくインクルーシブ教育を進めるべきだと規定されていることに各国が従っている」ことを指摘している。

前節における各国の状況でも見られたようにインクルーシブ教育の中で手話言語通訳者の配置によりコミュニケーションを補完する対策が講じられるようになっていく。しかしながら、ベルギーやフィンランドの例にみられるように、学校生活の場が地域の学校や他障害者との統合校へ移行していく流れの中で、ろう者集団の中で手話言語という母語によるコミュニケーション機会の確保が課題となっているように見受けられる。ろうの教師を聞こえる教師とともに配置する方法をとっているフィンランドの取り組みに関して、こうした方法により手話言語という母語によるコミュニケーション機会をどこまでカバーできているのか、今後の動向が注目される。

第4章 手話言語推進をめぐる欧州の階層的な取り組み

1. EU（超国家的組織）～2人のろう政治家の先導的な取り組み～

1.1 EUで先導的役割を果たす2人のろう欧州議会議員の新たな挑戦

EUにおける手話言語推進をめぐる取り組みにおいては、アダム・コーシャ（Ádám KÓSA）議員とヘルガ・スティーブンス（Helga Stevens）議員という2人のろうの議員による先導的な働きを抜きに語ることはできない。2009年の欧州議会選挙でろう者として初当選したコーシャ（Kósa）氏は第2章の「3.2 少数言語保護政策における手話言語」で紹介したように、手話言語の公的認知を欧州委員会に要求する自発的発議を実現させたばかりでなく、2013年にも同議員等の尽力により「欧州議会が75万ユーロを割り当て、EU機関においてろう者と聞こえる者が手話や通訳などを通じたコミュニケーションを円滑に行うための視聴覚機材を設置することが決定」（EU Mag2013）するなど当選1期目ながらも大きな存在感を発揮した。

2014年5月に欧州議会議員選挙で初当選したばかりのスティーブンス（Stevens）議員も、当初から積極的な動きを見せ、コーシャ（Kósa）議員とともに欧州議会に働きかけて徐々に議会内のろう者を対象としたバリアフリー化を進め、議会内の各委員会では障害者に関するテーマの討議に参加するろうの議員のために、国際手話（International Sign）もしくは母語の手話言語通訳者と字幕表示装置を配置できるようにしたり、議会を見学するろう者のために手話言語通訳者を配置できるようにしたりしている³⁰。

さらにスティーブンス（Stevens）議員は、今回、先駆的な試みとして各手話言語による通訳者を活用した手話言語フォーラムを企画して実現させた。欧州議会ではこれまでに1988年、1998年の手話言語に関する決議が出されていることは上述のとおりである。これらの決議に続く新たな決議「手話言語および専門的手話言語通訳に関する決議」の採択を目指して、同議員はコーシャ（Kósa）議員やEUDの協力も得て2016年9月28日に欧州議会で「EUにおける多言語主義と権利の平等：手話言語の役割」手話言語フォーラムを開催した。

わが国の手話言語法制定運動に大きな関心を寄せるスティーブンス（Stevens）議員やコーシャ（Kósa）議員のご招待をいただいていたことから、我々視察団は欧州における手話言語の認知をめぐる現在の動向を把握する目的も兼ねて出席した。本節ではこのフォーラムに焦点を絞って報告する。

³⁰ 2016年9月27日日本視察団によるÁdám KÓSA 欧州議会議員インタビューより

1.2 手話言語フォーラムの概要

フォーラムの目的について主催者であるスティーブンス（Stevens）氏は主催者挨拶で以下のように語っている。

「言語的多様性という考え方があります。音声言語は多様であるというイメージを持っています。しかし、手話言語も音声言語と同様に多様性を持った言語であるという考え方を打ち出す必要があります。

通訳者といえば音声言語の通訳者というイメージがあります。手話言語通訳者も音声言語通訳者と同等の地位が認められなければなりません。手話言語通訳者の仕事は非常に大変であるにもかかわらず相応の扱いを受けていません。賃金格差もあります。彼らの立場を音声言語通訳者と同列の地位にまで高める必要があるのです。」（2016年9月28日手話言語フォーラムにおけるヘルガ・スティーブンス（Helga Stevens）議員による主催者挨拶より）



図表 12 手話言語フォーラムで主催者として挨拶する Helga Stevens 欧州議会議員
(欧州議会にて日本視察団撮影)

スティーブンス（Stevens）議員が述べるように、このフォーラムでは音声言語と同列の言語としての手話言語の多様性をアピールすること、そして、音声言語通訳の専門家の整った境遇に比して均質ではない手話言語通訳者の境遇に対する関心を高めることが目的とされていた³¹。

フォーラムのメインとなる報告では、欧州における手話言語の認知状況、欧州議会において採択された 1988 年及び 1999 年の手話言語に関する決議の意義、EU における専門的な手話言語通訳者養成をめぐる現状と課題、欧州議会における手話言語通訳の現状と課題といったテーマを中心に、ろう当事者団体、欧州委員会及び欧州議会事務局のスタッフ、手話言語学研究者、通訳者といった様々な立場の報告者から発表があった³²。最後に新しい決議に賛同する

³¹ 手話言語フォーラムパンフレット「Multilingualism and equal rights in the EU: the role of sign languages」より

³² これらの報告の一部は第 3 章で紹介している。

60 人超の欧州議会議員によるスピーチで締めくくられたが、こうしたフォーラムの様子はインターネットを通じて世界に発信されている。

ろう当事者団体、研究者、専門家、通訳者、政界関係者など様々な立場にある者が 832 名(EUD 発表)参加したが、手話言語が音声言語と同様の言語的多様性を持つことをアピールするというフォーラムの趣旨により、従来の国際会議のように国際手話言語通訳はあえて用いられなかった。その代りとして日本手話言語も含む 32 の手話言語通訳者及び音声言語通訳者が総勢 145 名配置され、それぞれの手話言語および音声言語で通訳が行われた。こうした配慮に加え、音声文字変換（字幕）、点字プログラム、遮音室、磁気ループなど「先例のないレベルのアクセシビリティ」（同フォーラムパンフレットより）が用意された。

1.3 各国の手話言語による通訳の実施

従来のろう者関係の国際会議では国際手話（International Sign）が主要な通訳言語であったが、今回のフォーラムではインターネット公開用映像上で国際手話言語通訳の画面が表示されたのみで会場には配置されなかった。メイン会場では日本手話言語を含む 32 の手話言語グループごとに座席が区分された上で、それぞれのグループに対応する手話言語の通訳者が配置され、これまでの国際会議における史上最多となる 32 の手話言語による同時通訳が展開された。

通訳方法の流れとしては、第 1 段階として話者の手話言語もしくは音声言語が 24 の音声言語に翻訳され、続く第 2 段階でそれらの音声言語が 32 の手話言



図表 13 会場に勢揃いする 32 言語の手話言語通訳者（左手前に立っている人物はろう通訳者：右手前のヘッドフォンをつけた女性がフィーダー：日本視察団撮影）

語に翻訳されるというものである。この段階ではろう通訳者もフィーダーの手話言語通訳とコンビを組んで通訳を行っている。なお、日本視察団の通訳者席には、国際手話（International Sign）を日本手話言語に翻訳するろう者通訳のために国際手話（International Sign）と字幕が話者の映像と同時に表示されるモニターが特別に配置された。



図表 14 欧州各国の手話言語通訳者とともに日本手話言語のろう通訳を行う川上氏。欧州議会史上初の日本手話言語による通訳である。（日本視察団撮影）

1.4 多言語手話言語通訳の意義と今後の見通し

32 の手話言語の通訳者が一堂に会して通訳を行うシーンは壮観であり、日本視察団に限らず各国の参加者の感動を誘っていた。さらに、フォーラムでの発言者の多くが自分の母語である手話言語もしくは音声言語で発言できることの喜びを隠さなかった。その背景には国際手話（International Sign）の限界に対する認識がある。Christian Rathmann 教授の講演でもそのようなくだりがみられた。

「国際手話（International Sign）を使えばいいのではないかという見方がありますが、国際手話（International Sign）では完全な EU 市民として参加するために必要となる情報への十分なアクセスと詳細な内容の情報を提供することは困難です。」（同上手話言語フォーラムにおける同教授の講演より）

こうした意味からも手話言語の多様性という観点から各国の手話言語による通訳の重要性のアピールを狙ったスティーブンス（Stevens）氏の挑戦は大きな意義を持つものであった。

今後の見通しとして、このフォーラムで署名された「手話言語および専門的手話言語通訳に関する決議」は年末の欧州議会に提出されることになっている。EUD は、この決議が「EU の全加盟国における手話言語の完全なる認知に向けた強力な推進力となり、既存の国家・地域による法律および実務の見直しにつながる」への期待を表明する³³。さらに EUD は以下のように続ける。「このような方法でのみ、手話言語通訳者を取り巻く状況を改善すること、そして、経験の浅い通訳者の適切なトレーニングを確保することが可能であり、ひいては欧州のろう者も聞こえる者と対等な地位で生活全般に完全に参加できるようになるのである。」³⁴



図表 15 EU 議員と手話言語通訳者等関係者の記念撮影：舞台上前列にフォーラムを主導した Helga Stevens 氏と Ádám KÓSA 氏の姿が見える。（欧州議会にて日本視察団撮影）

2. 欧州ろう連合（広域連合運動組織）

～ろう者の政治的発言力の向上に向けた精力的な取り組み～

³³ EUD News, *Multilingualism and equal rights in the EU: the role of sign languages*, (オンライン), <http://www.eud.eu/news/multilingualism-and-equal-rights-eu-role-sign-languages/> (アクセス日 2016 年 10 月 24 日)

³⁴ EUD 同上

2.1 欧州ろう連合（EUD）の概要

2015年に創立30周年を迎えた欧州ろう連合（以下、EUD）は欧州におけるろう者の公的・私的生活における平等を獲得するため、各国固有の手話言語を使用する権利の認知、情報及びコミュニケーションを通じたエンパワーメント、そして教育及び雇用の場における平等を目指して活動している。EUに属する28カ国にEU非加盟国のアイスランド、ノルウェー、スイスを加えた31カ国のろう者協会を擁する、欧州レベルで手話言語使用者を代表する唯一の超国家的非政府組織として、EUDはEU諸機関や欧州評議会（CE）、欧州障害フォーラム（EDF）、世界ろうあ連盟（WFD）、欧州手話言語通訳者フォーラム（efsli）、ろう青年の欧州連合（EUDY）、欧州盲ろう者連合（EDbU）といった様々な国際的アクターと連携しながら活動に取り組んでいる。

EUDは5人の理事と事務局長Mark Wheatley氏を含む7人の職員からなる小規模な組織ではあるが、その活動は多方面にわたっている。近年の取り組みとしては、2014年に欧州議会議員選挙が実施されたこともあり、欧州議会議員との関係構築に関するものが目立つほか、欧州委員会との連携によるプロジェクト、ろう者の人権状況をめぐるデータの収集、国連障害者権利条約の委員会への参加、EU諸機関における障害者政策関連の会合への出席など、とくに障害者政策関連の領域における活動が顕著となっており、ろう者の政治的発言力の向上を狙いとしているように見受けられる。以下、その活動内容について紹介する。



図表 16 インタビューに応じる EUD の Mark Wheatley 事務局長（EUD オフィスにて日本視察団撮影）

2.2 欧州議会議員との積極的な関係構築

EUDは、ろう者がEU条約で保障されたEU市民権を十分に行使できるようにするために、彼らが選挙のプロセスに参加できるようにすることを重視している。2014年5月に欧州議会選挙が実施されることを照準において、EUDはマニフェスト運動を2013年に開始した。この運動は、多くの欧州議会議員のウェブサイトやソーシャルメディアのアクセシビリティ向上を目指す選挙マニフ

エストを作成し、各国の加盟団体と協力して欧州議会議員に下記の項目を満たすように働きかけるものである。

- ・選挙用のウェブサイトやソーシャルメディアサイトの少なくとも 1 ページを手話言語に翻訳すること
- ・選挙用のウェブサイトやソーシャルメディアサイトに掲載されている音声を含む動画の少なくとも一つに字幕を付けること
- ・手話言語通訳者の配置をするかもしくは音声を文字に変換するように配慮した会議またはイベントを少なくとも一つ実施すること
- ・地元選挙区において、ろう者がより望ましいコミュニケーション方法を十分に利用できるように配慮した公開の市民集会を少なくとも一つ開催すること
- ・欧州委員会によるビデオ手話言語通訳に係る試行事業を利用してろう者の市民と少なくとも 1 回コミュニケーションをとること

この取り組みは結果として、90 名以上の欧州議会議員からマニフェストへの賛同・署名を得ることに成功している。なお、2014 年 4 月の欧州議会選挙では 5 人のろう者が立候補し、アダム・コーシャ (Ádám KÓSA) 氏とヘルガ・スティーブンス (Helga Stevens) 氏の 2 名が当選している³⁵。

EUD はこの両者と連携するだけでなく、各国の加盟団体と連携して多くの聴こえる欧州議会議員と積極的に接触し、ろう者にかかわる問題への取り組みを働きかけている³⁶。



図表 17 署名されたマニフェストを手にする欧州議会議員と Markku Jokinen EUD 理事長 (出典：EUD ウェブサイト：<http://www.eud.eu/news/update-european-elections-campaign3/>)

³⁵ EUD による欧州議会選挙のろう候補者の紹介：<http://www.eud.eu/news/deaf-candidates-european-parliament/>および選挙結果の報告：<http://www.eud.eu/news/european-elections-update1/> (アクセス日 2010 年 10 月 9 日)

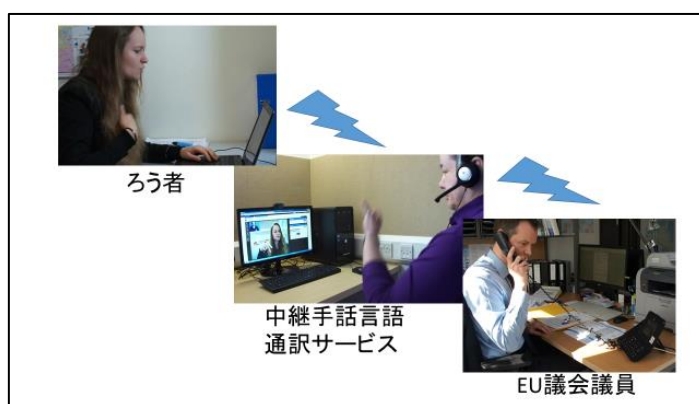
³⁶ EUD の機関紙「IMPACT REPORT」では、Ádám KÓSA 氏と Helga Stevens 氏の 2 名に関する記事を除いても、選挙マニフェスト運動の成果に関する報告の他、2013 年度版の欧州議会副議長に対するインタビュー記事「INTERVIEW WITH VICE-PRESIDENT VIVIANE REDING」や 2015 年版における各国加盟団体による 42 人の欧州議会議員との会合に関する記事「MEETINGS WITH THE MEPS」など欧州議会議員との接触に関する報告がみられ、欧州議会議員に対する積極的な姿勢がうかがえる。同機関紙は EUD ウェブサイト経由でも入手可能である。入手先：<http://www.eud.eu/publication/impact-reports/> (アクセス日 2016 年 10 月 23 日)

Wheatley 事務局長によれば、EUD は欧州議会にヨーロッパ代表として参加しており、新しい法律が制定されたときに手話言語やろう者に関して問題がないか内容のチェックをしているという。

2.3 欧州委員会との連携によるプロジェクト

EUD の運営資金のうち約 8 割を欧州委員会からの助成金が占めており、同委員会による財政上の援助は EUD にとってなくてはならないものとなっている。また、EUD は欧州委員会からの資金的なバックアップを受けて各種のプロジェクトを打ち出している。近年のプロジェクトでは、欧州委員会から約 73 万 ユーロ³⁷の助成金を得て 2013

年～2014 年の間に実施された「Insign」と題するプロジェクトが挙げられる。同事業は 1 年間の試行事業で、ろう者・難聴者が Web 上の手話言語通訳・同時字幕サービスを経由して欧州の政治家や行政関係者とコミュニケーションが取れるようにすることで彼らのエンパワーメントを図ろうとするものであり、欧州内のビデオ手話言語通訳会社や通訳者団体、学術研究機関との連携のもとに実施された。現在は継続されていないが、行政関係者のみならず政治家に対するろう者のアクセス向上を図ろうとするものとして興味深い試みである。



図表 18 Insign による手話言語通訳中継サービスのイメージ (EUD のビデオニュースをもとに筆者作成)

ビデオの出典：EUD ウェブサイト

<http://www.eud.eu/news/insign-project-demonstration-event/>

現在、実施中のプロジェクトとしては、EUD を含む 17 の団体で取り組まれている「NEXES」プロジェクトがあり、IP 通信機器と相互運用性を統合した次世代緊急サービスの研究開発の促進を通じて通報者の所在地の補足を可能とするなど障害者や特別なニーズを持つ者を含む市民にメリットをもたらすことが期待されている。なお、同プロジェクトには欧州委員会より 600 万ユーロ³⁸の補助金が支給されている。EUD はこうした EU からの財政上の支援を活用して先進的なプロジェクトを展開している。

³⁷ 日本円で 1 ユーロ＝110 円で換算した場合約 8 千万円。

³⁸ 日本円で 1 ユーロ＝110 円で換算した場合約 6 億 6 千万円

2.4 ろう者の人権状況をめぐるデータの収集と書籍の出版

国連の障害者権利条約を EU が採択してから、ろう者の問題に関する同条約上の取り組みに関するデータの乏しさを認識するようになった EUD は数年かけて国連障害者権利条約上の問題に関して多角的な観点から収集されたデータの評価と分析に取り組み、その結果に関するレポート「2013 UNCRPD REPORT (訳：2013 年 国連障害者権利条約に関するレポート)」³⁹を 2013 年に欧州議会で公表し、その後も各地で調査結果に関するプレゼンテーションが実施されている。同レポートは国連の障害者権利条約上のろう者にかかわりの深い規定に関する分野を中心に、ろう者及び難聴者が直面しているバリアや必要とされている配慮内容について具体的なデータを把握することが可能である。

また、EUD は各国の加盟団体から収集した新しいデータをもとに「SIGN LANGUAGE LEGISLATION IN THE EUROPEAN UNION (訳：欧州における手話言語の法制化)」の第 2 版を出版している。初版が出てからわずか 2 年で新版を重ねている。

さらに、ろう者の市民に関し、国連の障害者権利条約上の実施に貢献すること、また同条約の実施をめぐって可能な解釈を提示することを目的として「UNCRPD IMPLEMENTATION IN EUROPE-A DEAF PERSPECTIVE (訳：欧州における国連障害者権利条約の実施 - ろう者の視点から)」と題する本を、障害者権利条約の第 27 条（労働及び雇用）、第 29 条（政治的及び公共的活動への参加）、第 33 条（国内における実施及び監視）の各条項に関する分冊という形で出版している。

以上のように近年の EUD は EU による障害者権利条約の批准以来、データの収集や既存データのアップデートを進めるとともに、国連障害者権利条約に関してろう者の視点を基軸とした解釈論を打ち出すことにより、同条約の実施においてろう者が置き去りにされないように取り組んでいるとみることができる。このような EUD におけるデータ重視の姿勢は、Wheatley 事務局長の取材における以下の発言からも窺い知ることができる。

「EUD、人工内耳協会、EU 難聴者協会、盲ろう者協会、欧州ろう青年連合、ろう児の親の会で意見交換をしています。時々意見が合わないこともありますが、お

³⁹ 同レポートは以下のサイトより入手可能である：

http://www.eud.eu/files/5714/5459/9615/EUDUNCRPDWWW_1.pdf（アクセス日：2016 年 10 月 10 日）

互いにリスペクトしながら意見交換しています。皆で考え方を一致させているのはヨーロッパ内の情報データを集めることです。問題は、加齢によって失聴した高齢難聴者・中途失聴者もデータに含まれてしまい、手話言語に関する正確な状況を把握できなくなってしまうことです。人工内耳や難聴者についても同様の状況があり、実態があいまいとなっています。その実態を明らかにするために（政府と）交渉しているところです（カッコ内報告者による補足）。」

3. ハンガリーろう者・難聴者協会（国内運動組織）

～ハンガリー手話言語法施行後の状況と同協会の取り組み～

3.1 Ádám KÓSA 欧州議会議員インタビューの経緯

ハンガリーでは「ハンガリー手話言語およびハンガリー手話言語の使用に関する 2009 年法律（以下ハンガリー手話言語法）」が 2009 年 11 月 9 日に制定された⁴⁰。

同法における主要な規定は以下のとおりである。

- ① ハンガリー手話言語の言語的地位の認知、ろう者及び盲ろう者によるハンガリー手話言語の使用並びに特別なコミュニケーション方式の使用の保障、政府負担による手話言語通訳サービスの利用の保障（第 1 条）
- ② 法律の目的（用語の定義）（第 2 条）
- ③ ハンガリー手話言語の独立した自然言語としての認知及びハンガリー手話言語を使用する国民の手話を使用し、発展させ、保存する権利の保障（第 3 条）
- ④ 政府による手話言語通訳サービスの提供（第 4 条）
- ⑤ ろう者および盲ろう者の手話言語等の学習・使用機会の保障（第 11 条）
- ⑥ 手話言語もしくはバイリンガルによるろう児の教育（第 12 条・第 13 条）
- ⑦ バイリンガル教育及び聴覚口話法教育に関する保護者への情報提供（第 14 条）
- ⑧ 手話言語通訳の提供による公共サービスへの平等なアクセス（第 15 条）
- ⑨ ろうのハンガリー国会議員及び欧州議会議員の手話言語通訳を受ける権利（第 19 条・第 20 条）
- ⑩ 刑事訴訟手続きにおける手話言語通訳者の提供（第 24 条～第 26 条）
- ⑪ 公共サービスおよび国営テレビ放送におけるハンガリー語字幕もしくは手話言語通訳の提供（第 30 条）。

⁴⁰ ハンガリーにおける手話言語法採択に至るまでの経緯については全日本ろうあ連盟（2012）を参照

さらに、同法第 31 条では上記各規定の施行期日が以下のように定められている。

Section 31

- (1) This Act, with the exception of the provisions contained in Subsections (2) and (3), shall enter into force as of 1st July 2010.
- (2) Section 1, Paragraphs a)-e) of Section 2, Sections 3-7, Section 9, Subsections (3) and (4) of Section 10, Section 11, and Sections 15-29 shall enter into force as of 1st January 2011.
- (3) Paragraphs f) and g) of Section 2 and Sections 12-14 shall enter into force as of 1st September 2017.

第 31 条

- (1) 当該法律は、次の(2)項及び(3)項に関する規定を除き、2010 年 7 月から施行する。
- (2) 第 1 条、第 2 条の a)-e)段落、第 3 条-第 7 条、第 9 条、第 10 条の(3) および(4)項、第 11 条、第 15 条-第 29 条は 2011 年 1 月 1 日から施行する。
- (3) 第 2 条の f)および g)段落、第 12 条 - 第 14 条は 2017 年 7 月から施行する。

この規定によれば、同法の主要な各規定の施行期日は以下のように 3 段階に区分される。

①2010 年 7 月～

- ・ろう者および盲ろう者の手話言語等の学習・使用機会の保障（第 11 条）
- ・ろうのハンガリー国会議員及び欧州議会議員の手話言語通訳を受ける権利（第 19 条および第 20 条）
- ・刑事訴訟手続きにおける手話言語通訳者の提供（第 24 条～第 26 条）
- ・公共サービスおよび国営テレビ放送における字幕もしくは手話言語通訳の提供（第 30 条）

②2011 年 1 月 1 日～

- ・ハンガリー手話言語の言語的地位の認知、ろう者及び盲ろう者によるハンガリー手話言語の使用並びに特別なコミュニケーション方式の使用の保障、政府負担による手話言語通訳サービスの利用の保障（第 1 条）
- ・ハンガリー手話言語の独立した自然言語としての認知及びハンガリー手話言語を

使用する国民の手話言語を使用し、発展させ、保存する権利の保障（第 3 条）

- ・ 政府による無料の手話言語通訳者サービスの保障（第 4 条）
- ・ 手話言語通訳の提供による公共サービスへの平等なアクセス（第 15 条）

③2017 年 7 月～

- ・ 手話言語もしくはバイリンガルによるろう児の教育（第 12 条・第 13 条）
- ・ バイリンガル教育及び聴覚口話法教育に関する保護者への情報提供（第 14 条）

なお、ハンガリーろう・難聴者協会（以下 SINOSZ）会長で欧州議会議員でもある（アダム・コーシャ）Ádám KÓSA 議員は 2015 年 3 月 25 日に東京で行った「欧州およびハンガリーの手話言語法」と題する講演⁴¹で、ハンガリー手話言語法の施行に関して「障害のある児童を持つ親のための情報パック⁴²」が準備中であることを明らかにしている。

同法施行後における上記の施行期限をふまえた具体的な実施状況および「障害のある児童を持つ親のための情報パック」をめぐる現在の動きを把握するため、ベルギーの首都ブリュッセルの欧州議会においてアダム・コーシャ

（Ádám KÓSA）議員に対するインタビューを実施した。インタビューでは上述の主要な取材対象項目のほか、同氏が欧州議会議員でもあることから、EU 機関におけるろう者に対するバリアフリーの状況や EU による手話言語法制定の可能性に関する見解も併せて伺った。

インタビューの要点は下記の 5 点に整理される。

- ・ ハンガリー手話言語法の全体的な実施状況
- ・ バイリンガル教育をめぐる動向
- ・ 障害のある児童を持つ親のための情報パックをめぐる動向
- ・ ろう学校における手話言語を使用可能な教員の配置促進のあり方
- ・ EU における手話言語法制定の可能性

⁴¹ 同氏の講演スライドは以下のアドレスより入手可能：<https://www.jfd.or.jp/info/2014/20150325-cosa-pres-ja.pdf>

⁴² 情報パックの意義について、全日本ろうあ連盟（2012）に掲載されている「欧州ろう連盟事務局長（Mark Wheatly 氏）及び欧州議会議員（Ádám KÓSA 氏）へのインタビュー記録」で Kósa 氏は次のように述べている。「現況では、医師は人工内耳を強く勧めており、無料で人工内耳の埋め込み手術が出来る、確実に聞こえるようになるといったような情報を提供するわけで、親はもちろんそれを信じ、人工内耳埋め込み手術の選択をするわけですね。そうではなくて、あらゆる情報、人工内耳だけでなく、手話言語、手話言語通訳など様々な情報を同時に提供して、親がより良い方法を選択すること、これが大切だと思います。」

以下、それぞれの内容について述べる。

3.2 ハンガリー手話言語法の全体的な実施状況

2010 年からサービス提供が義務付けられている手話言語通訳サービスについては問題なく実施されている。手話言語教育も来年から始まることになっており、一般校に在籍するろう児が手話言語学習を要望すれば手話言語教育を受けられるようになる。字幕もしくは手話言語通訳を付したテレビ放送は 2010 年に 1 日当たり 2 時間としてスタートし、その後 1 年ごとに 2 時間ずつ増やされ、今では 100%になっている。こうした国の取り組みについては SINOSZ との連携のもとにスムーズに進んでいる。ここまでできたのも施行期限が設けられていたからだとコーシャ（Kósa）氏は強調する。



図表 19 Kósa 議員（右から 2 人目）と情報交換する日本視察団（左から石橋理事、久松事務局長、手話言語通訳担当の川上氏）

3.3 バイリンガル教育をめぐる動向

3.3.1 研究チームによる研究成果の積み重ね

バイリンガル教育のシステムについて研究している国のトップ研究機関の研究チームで、2017 年から施行されるバイリンガル教育に備えてこの 2 年間研究が行われている。この研究チームの所長とは SINOSZ と 20 年以上の関係がある。研究は、早期教育・手話言語教育・バイリンガル教育の順に進められている。現在はハンガリーの手話言語に関する研究が実施されており、社会言語学の観点によるろう者を対象としたインタビューや教育に活用することを目的とした手話言語のコーパスの作成作業が進められている。

研究成果として、ひとたび手話言語を習得すればその後の読み書き能力はスムーズであることが示されたほか、250 人のろう者を対象として 1 人あたり 4 時間かけて実施されたインタビュー調査では、手話言語による教育の希望や彼らが直面している生活上のバリアや差別、労働面の問題などが明らかにされた。

3.3.2 政府によるバイリンガル教育に関するワーキンググループ

政府は 2014 年にバイリンガル教育に関するワーキンググループを設けたが、そこで上述の研究チームによる研究成果が役に立つことになる。会合が 5 回程度実施されたが、その中でハンガリーろう・難聴者協会（以下、SINOSZ）を含むバイリンガル教育を主張するグループと口話教育を推すグループの対立があった。SINOSZ はバイリンガル教育の研究に取り組んでいた研究チームの研究成果をふまえて口話教育の問題点を指摘した結果、政府は最終的にバイリンガル教育を採用した。

コーシャ（Kósa）氏は、「意見の食い違いはあってもとにかく情報を提供することが大切です。研究チームが出してくれた事実・証拠が効果的でした（傍線は報告者による）。」と振り返る。

3.3.3 地域の学校におけるバイリンガル教育の展開への期待

現在、ハンガリーでバイリンガル教育は特別教育制度の枠内に入っているが、バイリンガル教育に関する手話言語法上の規定が施行された後は、必ずしもろう学校だけではなく、地域の学校でもバイリンガル教育が実施できるようになる。

ろう学校とは別に難聴者を対象とした学校が 1 校あり、そこは手話言語に反対する姿勢をとっている。そこは地域の学校に次ぐレベルの教育を行っており、ろう学校よりはレベル高いため、ほとんどのろう者はそこに通っている。しかし、行事や式典では当初手話言語通訳はつかず、配置してもらうために交渉する必要があった。一方、ろう児の両親の要望に応じて手話言語通訳をつけるなど、地域の学校の方が柔軟に対応している例がある。他にも 14 歳から 18 歳を対象とする高等学校で、地域の学校であるにもかかわらず理解ある校長先生の下で手話言語による十分な教育を行っているところがあり、そこにろう者が集まっており、ろうの教師も何人か在籍している。

3.4 障害児を持つ親のための情報パックをめぐる動向

3.4.1 情報パックの実施に向けた SINOSZ の取り組み

手話言語通訳サービス、ろう児への手話言語教育、テレビ字幕、バイリンガル教育に関してはハンガリー手話言語法で実施期限が設けられていたこともあり、国は法律に従って実施している。しかし、情報パックに関しては施行期限が設けられていなかった（そもそも手話言語法には情報パックに関して明記さ

れていない⁴³⁾ ためにハンガリーろう・難聴者協会（以下 SINOSZ）の再三の督促にもかかわらず政府は実施を遅らせ、結局 2015 年にいたるまで実施されることはなかった。そこで、SINOSZ は情報パックの実施が必要であることをさらに働きかけた結果、今年の 2 月に実施計画ができた。これを受けて実施グループが設けられ、ろう者団体と医療関係者、行政関係者、教育関係者、社会福祉関係者、当事者関係団体が集まって情報交換し、文書をまとめた。

しかし、SINOSZ とともに取り組んでいた議員が言語パックの導入に関する法案を議会に提出したときに法案の内容をめぐる SINOSZ と医師側が対立した。情報パックに盛り込む内容について医師側はすべての情報ではなく一部の情報だけで十分という反対の立場を示したのに対して、SINOSZ は、親がすべての情報を知ることができるように手話言語・口話・人工内耳すべての情報を提供したうえで、彼らが困ったときにこれらの関係団体と相談しながら慎重に検討し選択できるようにすることが重要だとして、すべての情報を提供すべきだと訴えた。

3.4.2 情報パック制度をめぐる SINOSZ の新構想

上記の情報パックとは別に、SINOSZ は、先行的に実施しているフィンランドの取り組みを参考として、親とろう者が面談し生活や手話によるコミュニケーションに関する見通しについて話し合えるようにサポートするメンター制度を設け、情報パックと共に実施することを提案している。情報パックとメンター制度を両方とも実施している国はまだないが、SINOSZ としては両方導入することが効果的で望ましいという立場で進めている。今後の見通しとして、情報パックは来年の実施が見込まれている一方、メンター制度に関してはどのように進めたらいいか検討中の段階である。

コーシャ（Kósa）氏は、実施期限が設けられていなかったことにより情報パックをめぐる政府の動きが遅々として進まなかったことをふまえ、「日本で同様に手話言語法を設けるときはタイムラインを設けることが重要であり、法律の実施項目について、それぞれいつから実施するが具体的に期限を設けること（傍線は報告者による）」の必要性を強調している。

3.5 手話言語を使用可能な教員配置促進のあり方をめぐる Kósa 氏の見解

⁴³全日本ろうあ連盟（2012）に掲載されているインタビューで Kósa 氏が述べるによれば、「ハンガリー手話言語法では、新生児に聴覚に障害があることが発見されたときに親に渡す『情報パック』について明記してい」ないが、現在、手話言語法とは別に準備されている新しい法律でこの情報パックに関する内容が記述されており、医師はこの新法に従い情報パックを親に提供しなければならないとされる。

手話言語を使用できる教員の配置促進については法律に基づいて進めていくことが重要である。ハンガリーにある7つのろう学校のうち手話言語の導入に消極的な学校に対してはSINOSZが働きかけるまでもなく、バイリンガル教育に関する規定が施行された後に法律に従わせるかたちで粛々と異動を進めて教員を入れ替えていく方法が望ましいということである。

3.6 EUにおける手話言語法制定の可能性

EUで手話言語法のような規定を設けられるかどうかということに関しては、現行のEUの法制度では困難である。例えば農業政策に関してはEUレベルで法律を設けることは可能であるが、教育や社会福祉政策については各国の裁量に任されている。州が全面的に連邦政府に従う必要があるアメリカとは異なる（本報告第2章「1.2.2 各政策分野におけるEUと加盟国の権限分担」を参照）。ただし、決議の形で手話言語法の制定を各加盟国に促すような形は可能である。

4. 欧州における取り組みがわが国に示唆するもの

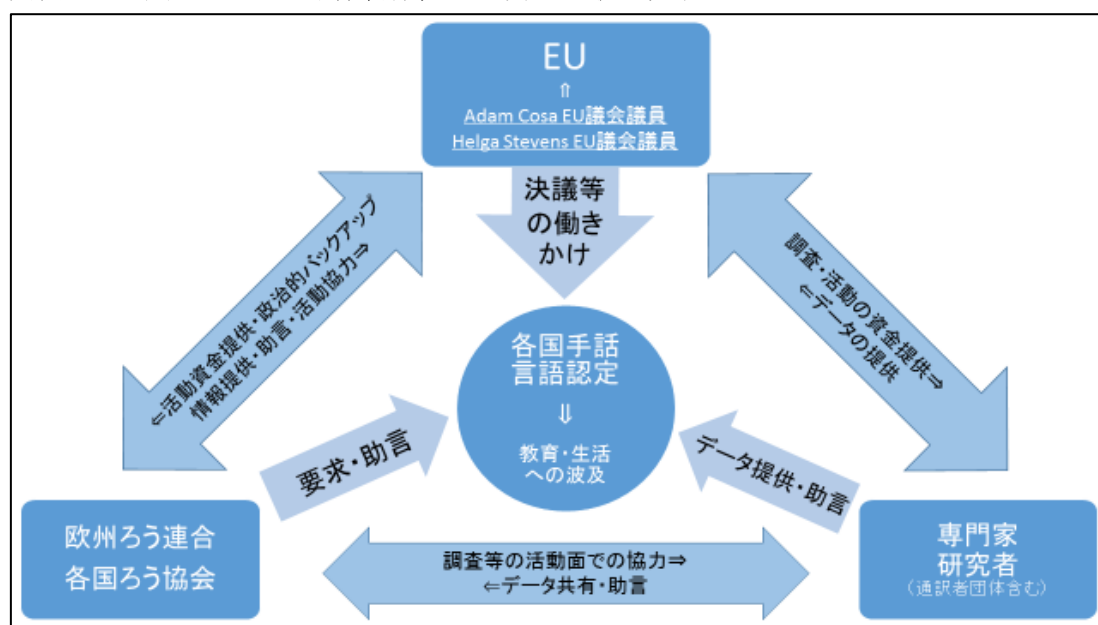
本章では、欧州議会における手話言語フォーラム実施の取り組み、EUDの取り組み、ハンガリー手話言語法施行後の実施に向けた取り組みそれぞれについて取材した内容を紹介した。これらの取り組みは別個独立に行われているものではなく、お互いに相関する形で手話言語法等の推進を各国に働きかけていくものであった。運動団体の連携により実現させたものの法的な拘束力を持たなかったブリュッセル宣言をコーシャ（Kósa）議員が自己的発議の文書に取り込んで欧州議会に提案し採択させたことによって同宣言の政治的意味を高めた功績は大きい。また、スティーブンス（Stevens）議員はコーシャ（Kósa）議員やEUDと協力して今回の手話言語フォーラムを開催したことにより、手話言語の多様性及び手話言語通訳者の重要性のアピールに成功したのみならず、手話言語に関する新たな決議に向けた取り組みの先鞭をつけた。また、彼らの取り組みを陰に陽に支えるEUDの巧みで多岐にわたる運動戦略も注目に値する。2014年の欧州議会選挙に向けて、EUDの意向を汲んで国内で精力的に動いた各国のろう協会の取り組みも目を引く。こうしたEUDと各国ろう協会の関係は、我が国の全日本ろうあ連盟と各都道府県の傘下団体の手話言語法・条例制定に向けた連携を想起させるものがあつた。

もう一つの重要なアクターとして手話言語通訳者を含む専門家そして研究者のグループの存在も看過することはできない。本章の第3節で紹介したハンガ

リーろう協会の取り組みでは、彼らが連携している研究グループの研究成果を強調することによりバイリンガル教育の必要性を政府に認識させることに成功したというくだりが印象的であった。第2章で紹介した各国の手話言語の法的認知状況や手話言語通訳者をめぐる状況が明らかになったのも専門家や研究者の研究活動によるものである。彼らの収集蓄積したデータは根拠（証拠）として2人の欧州議会のろう議員の政治活動やEUD、各国のろう協会の運動に客観的正当性を与え、政界や世論に対する説得力を高める。一方、こうした専門家・研究者のグループの効果的な調査活動もEUやEUD、各国ろう協会の協力があってこそ成り立つものである。

以上に述べたことをふまえ、手話言語の認知に向けた取り組みを図20のように概念化すると、政治・運動・研究それぞれの分野で活動する当事者同士の連携の重要性が浮かび上がってくる。アジア地域にはEUのように強力な統制力を持った超国家的機関はないが、EUを国連に、欧州ろう連合を日本のろうあ連盟に置き換えれば、この概念図をわが国に近づけて考えることができると思われる。この点、わが国のろう運動の積年の取り組みによる成果は世界に引けを取らない。しかし、一方で、ろう者の政治家を国家レベル、さらにはEUレベルでも輩出できる欧州の政治的土壌、ろう者・手話言語通訳者に関する各種データの蓄積に向けた貪欲な姿勢とこうした研究に取り組めるだけの研究体制・人材層の厚さといった点ではわが国に先んじているといえよう。欧州におけるこうした強みの背景となっているものを探り、わが国の今後の取り組みに活かしていくことが望まれる。

図表 20 欧州における手話言語認知に向けた取り組み



第5章 考察とまとめ

2011年にろうあ連盟は日本財団の助成により、欧州現地調査を行い、2012年に調査報告書を出した。海外での手話言語に関する法制度の実態を調査することに眼目を置き、国内でのろう者や手話言語の置かれている実情から、日本での手話言語法の柱を五つの権利（「手話を獲得する」「手話で学ぶ」「手話を学ぶ」「手話を使う」「手話を守る」）として整理してきた。この五つの権利の考え方は、ろうあ連盟や関係団体の運動によって多くのろう者、手話言語関係者、教育や言語学の専門家の支持を得てきた。また、全国の自治体や地域の議会において手話言語条例制定が広がり、「手話は言語である」というフレーズは多くの人の賛同を得るようになってきた。しかし、国内での多くの賛同や制定の広がりはあるものの、国政を大きく動かすものとなっていない。私たちはその理由を探った。わが国の障害者を取りまく社会の見方、すなわち「医学モデル」の思想が大きな壁であった。それに加えて、わが国の「言語」に対する意識が欧州のそれに比して低いという事が、わが国の手話言語に関する法整備が進まない大きな理由であった。

欧州の言語意識の高さを思わせる出来事が、EUの本部が置かれているベルギー・ブルッセルでの欧州議会で2016年9月28日に開催されたフォーラムでの情報保障の取組みであった。「欧州連合（EU）における多言語主義と権利の平等：手話言語の役割」の採択をめざしたフォーラムであったが、欧州議会内に、EUの24の公用語である音声言語通訳と31の手話言語通訳の配置を試みた。そしてこの試みは大成功であった。参加した60人を超える欧州議会議員たちはこの試みに大きな拍手を送った。日本からきた私たちはこの光景に圧倒された。私たちがこの偉大なる挑戦や勇気から学んだのは、多様な文化と多様な言語を認める共生社会の構築であった。この共生社会を構築するものの要は「法」である。あらゆる政策や施策を推進するものの根拠となるのは「法」である。言語意識の高さは、言語に関わる法をどれだけ整備してきたかに反映される。わが国が国際社会をリードする役割を求められるのであれば、多様な文化・多様な言語を包含する法を整備することが必要であり、その意味において言語の一つである「手話言語」を取り入れた法制度を構築することが必要である。

欧州による「手話言語」に関する法制度を理解するためには、EUの成り立ちや歴史、欧州の障害者差別禁止政策、欧州の言語政策、欧州の教育政策を知らなければならない。第2章のEUの概要にてそれらの政策を詳述した。欧州では第一次世界大戦や第二次世界大戦で、何百万の命を奪い何千万もの人が大

きな被害をこうむった。それらの悲惨な経験を通して、立場の違いを認め合うことが同じ誤りを繰り返さないという確固たる信念を築き上げてきた。この確固たる信念が多大なエネルギーを伴う作業をやり遂げる原動力であったことは相違ない。その一例が先述したように、欧州議会内で設けられた 24 の音声言語通訳と 31 の手話言語通訳の配置であった。わが国であれば、膨大な人的配置のエネルギーやコストを理由に簡単に拒絶するであろう。手話言語の世界では国際会議で広く使われている「国際手話 (International Sign)」があるが、欧州議会ではあえて「国際手話」を使用せず、EU 加盟国でそれぞれ用いられている手話言語の通訳配置に固執した。この EU のダイナミックな挑戦が、国際社会が共生社会を構築していくうえでの「モデル」となることを私たちは確信した。

第 4 章の 4 項に記述しているように、わが国では、ろう者の政治家を輩出できる政治的土壌、ろう者やろう児、手話言語通訳者に関する各種データの蓄積に向けた貪欲な姿勢とこうした研究に取り組めるだけの研究体制や人材層が極めて乏しい。欧州各国の先行例を学びながら、手話言語に関する法制度の整備と並行して、研究体制や人材養成、手話言語通訳者養成、試験、配置事業の整備を進めていくことが必要である。

最後に、日程的に厳しい中、快く手話言語通訳を担っていただいた高木真知子氏、川上恵氏のお二人に感謝したい。欧州議会でのフォーラムにて、多くの制約がある中で正確な言語通訳に努めていただいた。やや難解な欧州の言語政策やその他の政策について理解できたのは高木氏、川上氏のハイレベルな言語通訳のお陰である。EU 調査団の派遣にあたり諸々の連絡・調整を担った職員の高田絵美子氏、英語等の日本語訳について種々の助言をいただいた職員の大山博氏にも感謝を申し上げたい。本報告がわが国での法制定に活用でき、お役に立てることができたら本望である。

第6章 資料

(資料1-1)欧州各国の状況(政治体制・EU加盟・障害者権利条約・公用語・手話言語)

国名	政治体制	EU加盟状況 (加盟○)	障害者権利条約批准状況		公用語	手話言語
			条約 (批准○)	選択議定書※ (批准○)		
EU全体	—	—	○	○	—	
アイスランド	共和制	非加盟	未批准	未批准	アイスランド語	アイスランド手話言語
アイルランド	共和制	○	未批准	未署名	アイルランド語、英語	アイルランド手話言語
イギリス	立憲君主制	○	○	○	英語	イギリス手話言語
イタリア	共和制	○	○	○	イタリア語	イタリア手話言語
エストニア	共和制	○	○	○	エストニア語	エストニア手話言語、ロシア手話言語
オーストリア	連邦共和制	○	○	○	ドイツ語	オーストリア手話言語
オランダ	立憲君主制	○	○	未署名	オランダ語	オランダ手話言語
キプロス	共和制	○	○	○	ギリシャ語、トルコ語(但しEUの非公用語)	キプロス手話言語
ギリシャ	共和制	○	○	○	ギリシャ語	ギリシャ手話言語
クロアチア	共和制	○	○	○	クロアチア語	クロアチア手話言語
スイス	連邦共和制	非加盟	○	未署名	ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語	スイス—ドイツ手話言語(GS)、フランス手話言語(FS)、イタリア手話言語(IS)
スウェーデン	立憲君主制	○	○	○	スウェーデン語	スウェーデン手話言語
スペイン	立憲君主制	○	○	○	スペイン語	スペイン手話言語、カタルニア手話言語
スロヴェニア	共和制	○	○	○	スロヴェニア語	スロベニア手話言語
スロヴァキア	共和制	○	○	○	スロヴァキア語	スロバキア手話言語
チェコ	共和制	○	○	○	チェコ語	チェコ手話言語
デンマーク	立憲君主制	○	○	○	デンマーク語	デンマーク手話言語
ドイツ	連邦共和制	○	○	○	ドイツ語	ドイツ手話言語
ノルウェー	立憲君主制	非加盟	○	未署名	ノルウェー語	ノルウェー手話言語
ハンガリー	共和制	○	○	○	ハンガリー語	ハンガリー手話言語
フィンランド	共和制	○	○	○	フィンランド語、スウェーデン語	フィンランド手話言語(FS)、フィンランドスウェーデン手話言語(FSS)
フランス	共和制	○	○	○	フランス語	フランス手話言語
ブルガリア	共和制	○	○	未批准	ブルガリア語	ブルガリア手話言語
ベルギー	立憲君主制	○	○	○	オランダ語、フランス語、ドイツ語	フランダース手話言語(VGT)、フレンチ・ベルギアン手話言語(LSFB)
ポーランド	共和制	○	○	未署名	ポーランド語	ポーランド手話言語
ポルトガル	共和制	○	○	○	ポルトガル語	ポルトガル手話言語
マルタ	共和制	○	○	○	マルタ語、英語	マルタ手話言語
ラトビア	共和制	○	○	○	ラトビア語	ラトビア手話言語
リトアニア	共和制	○	○	○	リトアニア語	リトアニア手話言語
ルーマニア	共和制	○	○	未批准	ルーマニア語	ルーマニア手話言語
ルクセンブルク	立憲君主制	○	○	○	フランス語、ドイツ語、ルクセンブルク語	ドイツ手話言語

EU-Mag(オンライン: http://eumag.jp/eufacts/member_countries/#country01)および欧州ろう者連合ウェブサイト(オンライン: <http://www.eud.eu/eud-members/>)をもとにして報告者作成

障害者権利条約の批准状況については以下を参照: 国連ウェブサイト「Map of Signatures and Ratifications」(オンライン) <https://www.un.org/development/desa/disabilities/convention-on-the-rights-of-persons-with-disabilities/latest-developments.html> ※障害者権利条約の選択議定書は通報制度と委員会による調査制度を含む。日本政府は現在も批准していない。

第6章 資料

(資料1-2) 欧州各国の状況(人口・障害者率・ろう者手話言語使用者人口・登録手話言語通訳者数・手話言語通訳者比率)

国	人口(概数)	障害者率(%)※	永続的な疾病			ろう者 手話言語人口(A)	登録手話言語通訳者数(B)	手話言語通訳者比率(B/A)
			永続的な疾病	基本活動上の制約	永続的な疾病及び基本活動上の制約			
EU全体	51,395万人	28.6	14.6	2.0	12.0	-	-	-
アイスランド	34万人	48.5	29.3	2.5	16.7	250	27	10.8%
アイルランド	495万人	14.1	8.9	1.4	3.8	4,500	70-75	1.6-1.7%
イギリス	6,443万人	32.1	15.4	3.2	13.5	77,000	780	1.0%
イタリア	6,201万人	17.8	9.2	1.0	7.6	40,000	300	0.8%
エストニア	126万人	43.6	25.1	1.7	16.8	1,500	25	1.7%
オーストリア	871万人	46.9	23.4	5.2	18.3	8,000 - 10,000	100	1.0-1.3%
オランダ	1,702万人	17.7	4.0	1.4	12.3	15,000	600	4.0%
キプロス	121万人	24.5	15.0	0.6	8.9	1,000	15	1.5%
ギリシャ	1,077万人	14.1	7.0	1.4	5.7	5,000	50	1.0%
クロアチア	431万人	25.4	10.1	1.0	14.3	6,500	35	0.5%
スイス	818万人	41.3	23.9	2.6	14.8	10,000	52(GS), 30(FS), 7(IS)	0.9%
スウェーデン	988万人	42.5	26.4	1.5	14.6	8,000	800	10.0%
スペイン	4,856万人	27.4	19.3	1.2	6.9	100,000	500	0.5%
スロヴェニア	198万人	32.0	13.4	3.8	14.8	863	44	5.1%
スロヴァキア	545万人	18.4	8.1	0.8	9.5	15,000	44	0.3%
チェコ	1,064万人	19.2	10.8	0.9	7.5	10,000	70	0.7%
デンマーク	559万人	24.6	9.5	2.2	12.9	4,000	300	7.5%
ドイツ	8,072万人	24.4	9.5	4.7	10.2	200,000	500	0.3%
ノルウェー	527万人	8.7	-	-	-	2,500	500	20.0%
ハンガリー	987万人	21.6	8.4	0.6	12.6	9,000	70	0.8%
フィンランド	550万人	56.0	33.7	1.6	20.7	5000(FS), 300(FSS)	600	11.3%
フランス	6,684万人	52.2	31.1	1.6	19.5	300,000	400	0.1%
ブルガリア	714万人	19.3	9.1	0.8	9.4	50,000	200	約0.4%
ベルギー	1,141万人	24.7	10.9	1.2	12.6	6,500(VGT), 4,000(LSFB)	160(VGT), 12(LSFB)	2.4%(VGT), 0.3%(LSFB)
ポーランド	3,852万人	21.6	7.4	0.3	13.9	50,000	200	0.4%
ポルトガル	1,083万人	42.0	24.8	1.6	15.6	60,000	100	0.2%
マルタ	42万人	23.7	16.5	2.0	5.2	200	7	3.5%
ラトビア	197万人	37.4	19.5	1.3	16.6	2,000	40	2.0%
リトアニア	285万人	25.2	12.1	1.8	11.3	8,000	100	1.3%
ルーマニア	2,160万人	18.6	7.6	1.3	9.7	24,601	33	0.1%
ルクセンブルク	58万人	41.0	19.9	4.0	17.1	250	1	0.4%

(人口データ) The Central Intelligence Agency: The World Factbook (オンライン) <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/>

(障害者率のデータ出所) EUROSTAT(オンライン) <http://ec.europa.eu/eurostat/web/lucas/data/primary-data/2012> (ノルウェーのみ以下の出所) Statistics Norway <https://www.ssb.no/en/>

※1障害率: 15~64歳に占める6か月以上の健康問題や障害が「ある」と回答した者。但しノルウェーのみ資料の出所が異なるため、以下の定義による: 日常生活に制約を及ぼす永続的な健康上の問題

(ろう者人口・登録手話通訳者数) 欧州ろう連合のウェブサイトにおける各国情報より引用(オンライン) <http://www.eud.eu/eud-members/>

第6章 資料

(資料1－3) 欧州各国の状況(手話言語の認知形式)

国	手話言語の認知形式※			
	憲法で言及	言語法・同等 の法律で言及	他の法律・法 律文書で言及	政府もしくは議 会が正式認知
EU全体				
アイスランド				
アイルランド			○	
イギリス			○	○
イタリア				
エストニア		○	○	○
オーストリア	○		○	○
オランダ			○	
キプロス		○		○
ギリシャ			○	
クロアチア				
スイス				
スウェーデン		○	○	○
スペイン		○	○	○
スロヴェニア		○		○
スロヴァキア		○	○	○
チェコ		○		○
デンマーク			○	
ドイツ			○	○
ノルウェー				
ハンガリー	○	○	○	○
フィンランド	○	○	○	○
フランス			○	
ブルガリア				
ベルギー		○	○	○
ポーランド				
ポルトガル	○		○	
マルタ				
ラトビア		○		
リトアニア			○	○
ルーマニア			○	○
ルクセンブルク				
合計	4	11	18	15

※Adam Cosa氏講演資料(2015年3月25日於日本/以下のウェブサイトより入手可能:
(オンライン) <https://www.jfd.or.jp/info/2014/20150325-cosa-pres-ja.pdf>)をもとに報告者作成

(資料2) 手話言語フォーラムプログラム (和訳)

EU における多言語主義と権利の平等: 手話言語の役割

2016 年 9 月 28 日, 15:00-18:30 | ブリュッセル・欧州会議 Hemicycle

主催: 欧州議会議員 Helga STEVENS

記者会見 14:00-14:30

メインイベント 14:45-18:30

11:30-13:00

欧州議会チェックイン

集合場所: Ex-Info Point

14:00-14:30

記者会見

Hemicycle ヘライプストリーム

主催 Syed Kamal (ECR 議長)

講演

- MEP ヘルガ・スティーブンス
- Ioannis Vardakastanis (欧州障害フォーラム)
- Dr Christopher Stone (欧州手話通訳者フォーラム EFSLI)
- マルク・ヨキネン (欧州ろう連合)
- Timothy Rowies (欧州ろう青年連合)

14:45-15:10

歓迎の辞

司会: ヘルガ・スティーブンス (欧州保守改革同盟副党首、障害グループ共同議長)

欧州議会

議長 Martin Schulz

欧州保守改革同盟 (ECR European Conservatives and Reformists Group)

会長 Syed Kamal

欧州委員会

教育・文化・青年・スポーツ委員長 Tibor Navracsics

欧州障害フォーラム

会長 Ioannis Vardakastanis

15:10-15:35

討論会 1: EU における手話言語

司会: 部長 Timothy Rowies (欧州ろう連盟青年部)

手話言語の認知と EU 全域の手話言語使用者

理事長 マルク・ヨキネン (欧州ろう連盟)

手話言語に関する欧州議会決議 (1988 & 1998)

Verena Krausneker 博士(ウィーン大学、言語学者)

15:35-16:20

関係作りのための休憩

共同スポンサー: MEP Ruza Tomasic (クロアチア)

MEP Heinz K. Becjer (オーストリア)

16:20-17:00

討論会 2: EU における(手話)言語通訳

司会: 理事長 Chris Peters (欧州手話通訳者フォーラム)

現状: EU 加盟国における手話通訳

Maya De Wit (手話通訳者、AIIC 手話言語ネットワークのコーディネーター)

EU や国際レベルにおける専門的手話通訳

Dr Christopher Stone および Prof Christian Rathmann (ハンブルク大学)
欧州議会における音声言語通訳
Agnieszka Walter-Drop (Director General, 通訳と会議のための DG)
欧州議会における手話通訳
Oliver Pouliot (手話通訳, AIIC 会員)

17:00-17:30

聴衆参加の質疑応答

司会：欧州言語平等ネットワーク(ELEN)事務局 Davyth Hicks

17:30-18:25

討論会 3 手話言語と専門的手話通訳：

聴衆と参加している欧州議員によるディベート

司会: 欧州議会議員 *Ádám Kósa* (ハンガリー、障害グループ共同議長)

ヘルガ・スティーブンス (ベルギー・フランドル)

Teresa Jimenez-Becerri Barrio(スペイン)

Maria Matias(ポルトガル)

Terry Reintke(ドイツ)

Jana Zitnanská(スロバキア)

Liadh Ní Riada(アイルランド)

Marek Plura (ポーランド)

Csaba Sógor(ルーマニア)

Richard Howitt (英国)

Roberta Metsola (マルタ)

Sirpa Pietikäinen(フィンランド)

Peter van Dalen(オランダ)

Pirkko Ruohonen-Lerner(フィンランド)

Geoffrey Van Orden (英国)

Soraya Post(スウェーデン)

Henna Virkkunen(フィンランド)

Olga Sehnalová(チェコ共和国)

Rosa Estarás Ferragut(スペイン)

18:25-18:25

署名式

「手話言語および専門的手話通訳に関する決議」

18:25-18:30

閉会の辞

ヘルガ・スティーブンス 欧州議員

手話言語法制定推進事業 ベルギー調査

【参考文献】

- EU Mag (2013)「障害者も参画する EU のユニバーサル社会づくり」,(オンライン) <http://eumag.jp/feature/b0813/>, (アクセス日 2016 年 10 月 15 日)
- 荻谷智子 (2007)「EU の少数言語政策と言語多様性--異文化コミュニケーションの時代に」『ソシオサイエンス』 13, pp62-77,
- 窪誠 (1993 年)「地域言語又は少数言語のための欧州憲章」, 部落解放研究 95 号, pp45-61
- 坂井一成 (2011)「EU における少数言語保護政策—東方拡大とその後」, 『ヨーロッパにおける多民族共存と EU—その理念、現実、表象』 神戸大学大学院国際文化学研究科異文化研究交流センター, 坂本千代編, pp2-13
- 庄司克宏 (2013)「新 EU 法 基礎編」 岩波書店
- 全日本ろうあ連盟 (2012)「手話言語法 (仮称) 制定推進事業」 報告書 <http://www.jfd.or.jp/info/misc/sgh/20120728-sgh-report2012.pdf> (アクセス日 2016 年 10 月 15 日)
- 濱口佳一郎 (2004)「EU の障害者雇用政策」(2004 年 7 月 21 日)(オンライン) <http://hamachan.on.coocan.jp/eukintou.html> (アクセス日 2016 年 8 月 25 日)
- 福田耕治 (2010)「欧州連邦主義と補完性原理 (一)」, 『ヨーロッパ政治ハンドブック第 2 版』, 馬場・平島 (編) 等を参照
- 引馬知子 (2013)「インクルーシブな社会を目指す EU の実践: 障害を理由とする差別禁止法と関連法政策」, 社会運動 (402), pp11-16
- 引馬知子 (2014)「障害者権利条約批准国の今—欧州編 (前編 EU 加盟国の障害者の状況)—」, さぼーと, pp44-50
- 引馬知子 (2015)「ADA の影響と EU の継続する改革」, ノーマライゼーション 7 月号, pp18-21
- 松尾馨 (2005)「ヨーロッパの言語教育政策」, 『ヨーロッパにおける日本語教育事情と Common European Framework of Reference for Languages』, 国際交流基金, pp18-30
- 棟方哲弥 (2015)「欧州特別支援教育機構及びベルギー王国フランス語圏共同体教育事務所訪問調査」, 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 第 4 号, pp.26-31
- Council of Europe (2001) , Parliamentary Assembly Recommendation 1492 (Assembly debate on 23 January 2001) , (オンライン) <https://assembly.coe.int/nw/xml/XRef/Xref-XML2HTML-en.asp?fileid=16861&lang=en>, (アクセス日 2016 年 10 月 3 日)

- Council of Europe (2003) ,Council of Europe Parliamentary Assembly Recommendation 1598 (Assembly debate on 1 April 2003) , (オンライン) ,<http://www.assembly.coe.int/nw/xml/XRef/Xref-XML2HTML-en.asp?fileid=17093&lang=en> (アクセス日 2016 年 10 月 3 日)
- Ladd P, Gulliver M, Batterbury SCE. (2003) , *Reassessing minority language empowerment from a Deaf perspective: The other thirty-two languages*. Deaf Worlds, vol.19, pp.6-32.
- EUR-Lex (2010) ,*COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS European Disability Strategy 2010-2020: A Renewed Commitment to a Barrier-Free Europe*, (オンライン) , <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=URISERV%3Aem0047> (アクセス日 2016 年 10 月 22 日)
- European Agency for Development in Special Needs Education (2014) , Special Needs Education Country Data 2012, (オンライン), https://www.european-agency.org/sites/default/files/sne-country-data-2012_SNE-Country-Data2012.pdf (アクセス日 2016 年 10 月 22 日)
- European Union of the Deaf (2013), *Impact Report 2013*.
- European Union of the Deaf (2013), *2013 UNCRPD REPORT*
- European Union of the Deaf (2014), *Impact Report 2014*.
- European Union of the Deaf (2015), *Impact Report 2015*.
- Maartje De Meulder (2015) ,*The Legal Recognition of Sign Languages*, Sign Language Studies, Volume 15, Number 4, Summer2015, pp. 498-506
- Mark Wheatley & Annika Pabsch (2012), *Sign Language Legislation in the European Union Edition II*, Brussels: European Union of the Deaf.
- The Central Intelligence Agency (2016) The World Factbook (オンライン) , <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ee.html> (アクセス : 2016 年 9 月 15 日)